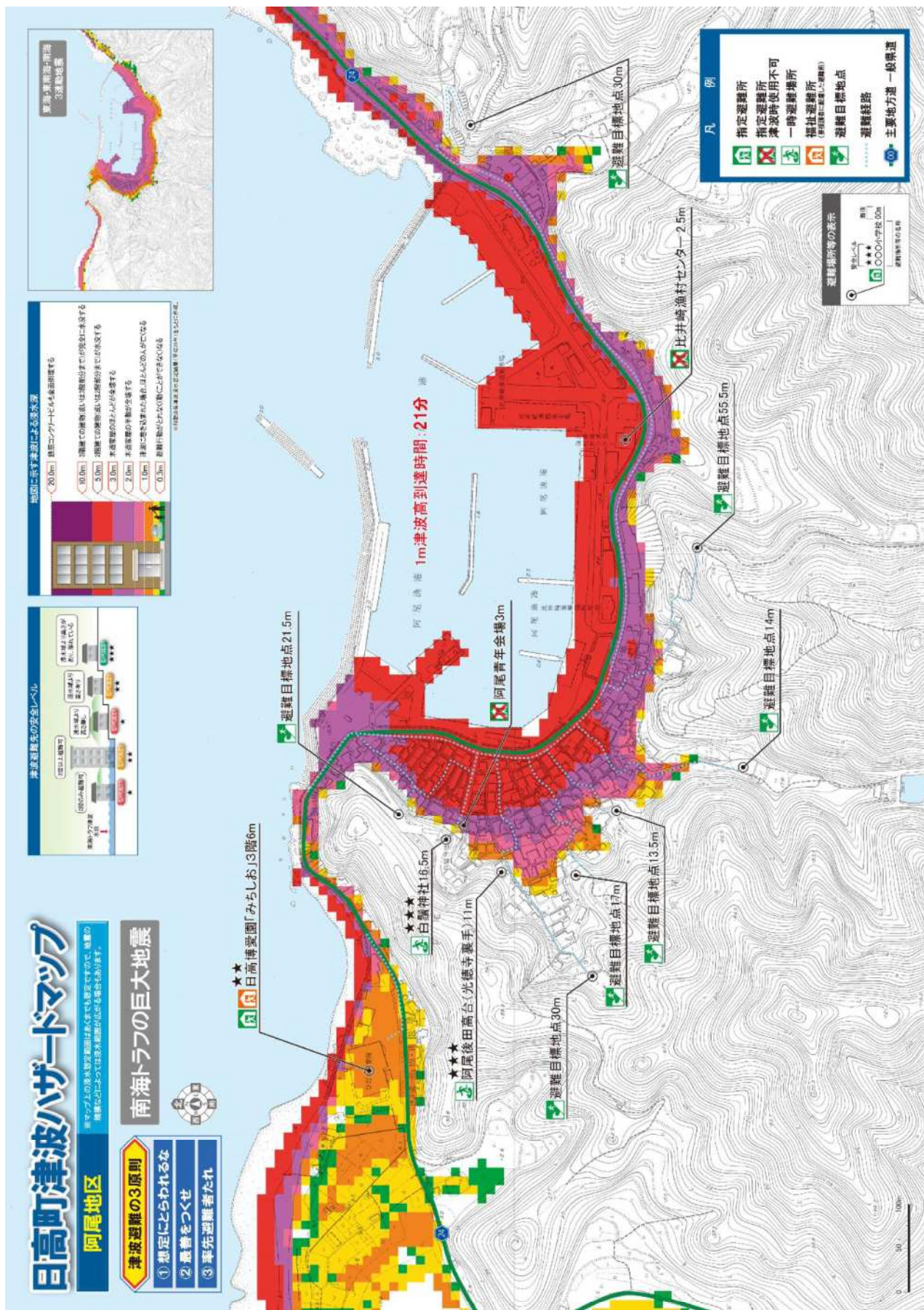


(4) 日高町津波ハザードマップ

① 阿尾地区



# 日高町津波ハザードマップ

## 阿尾地区

- 津波避難の3原則**
- ① 想定にとらわれるな
  - ② 意識をつくせ
  - ③ 率先避難者たれ

### 南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震は想定以上に大きな被害をもたらす恐れがあります。早急に対応する必要があります。

#### 津波避難時の安全レベル

避難場所の安全レベル

避難場所の種類

避難場所の安全レベル

- 避難場所の種類
- 避難場所の安全レベル
- 避難場所の種類
- 避難場所の安全レベル

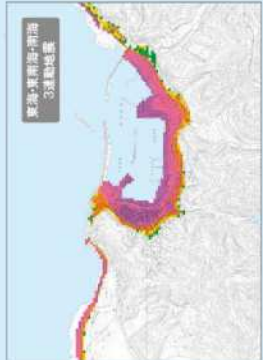
#### 津波の高さによる浸水範囲

浸水の範囲

浸水の範囲

浸水の範囲

- 浸水の範囲
- 浸水の範囲
- 浸水の範囲
- 浸水の範囲
- 浸水の範囲
- 浸水の範囲
- 浸水の範囲



凡 例

- 指定避難所
- 指定避難所 指定一時使用不可
- 一時避難場所
- 標識避難所
- 避難目標地点
- 避難経路
- 主要地方道 一般国道

避難場所等の表示

避難所

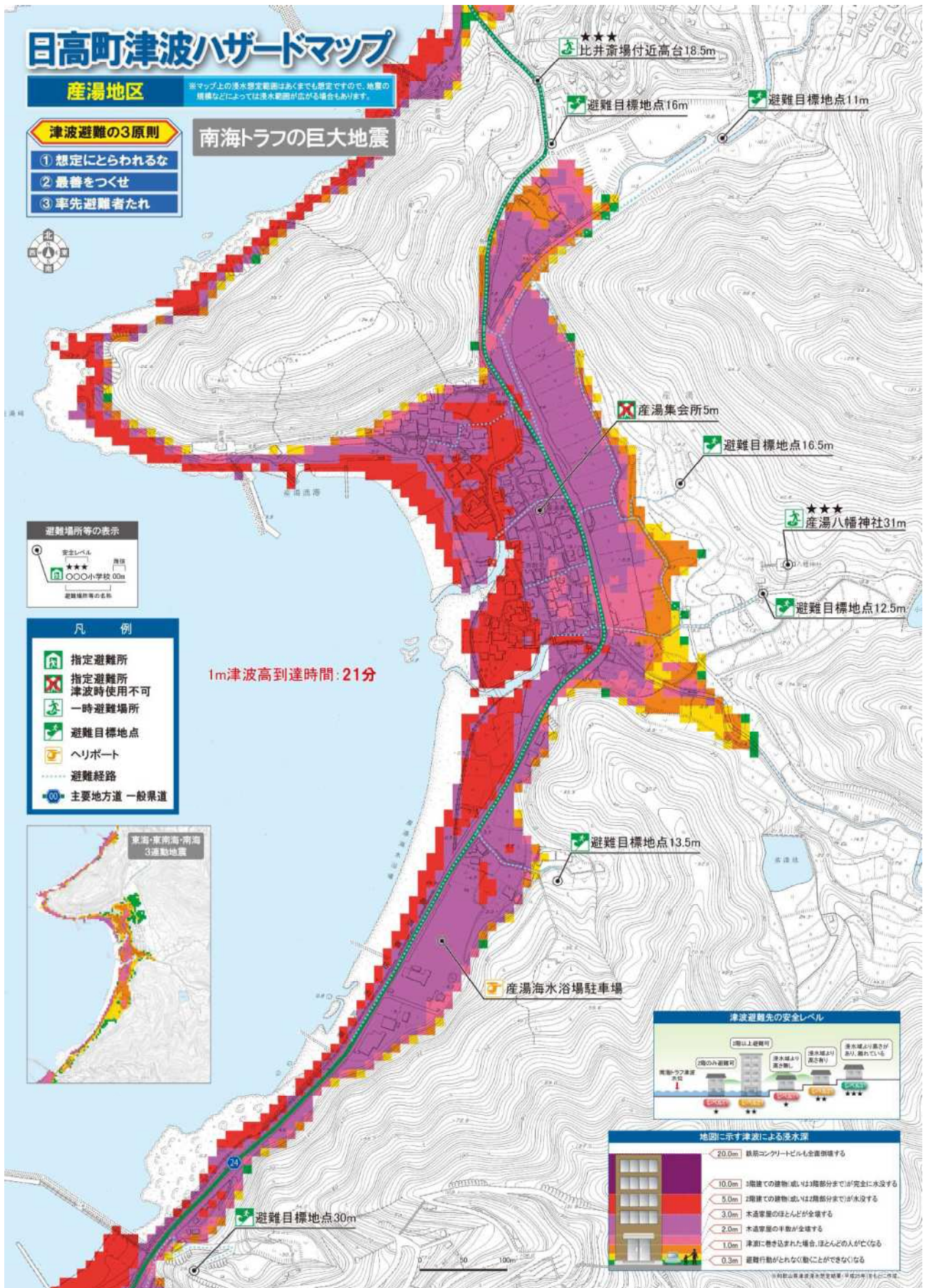
避難所

避難所

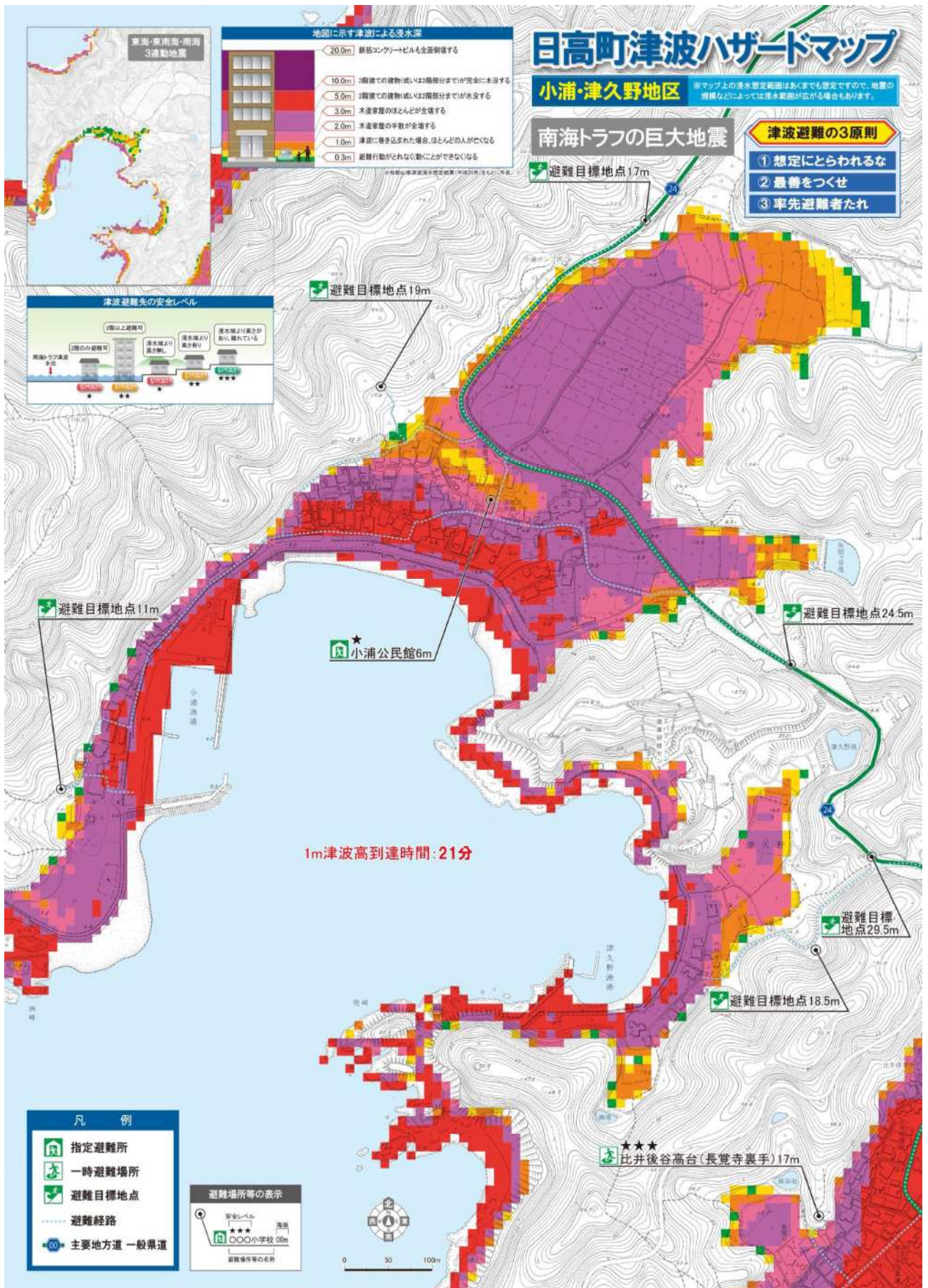
避難所

避難所

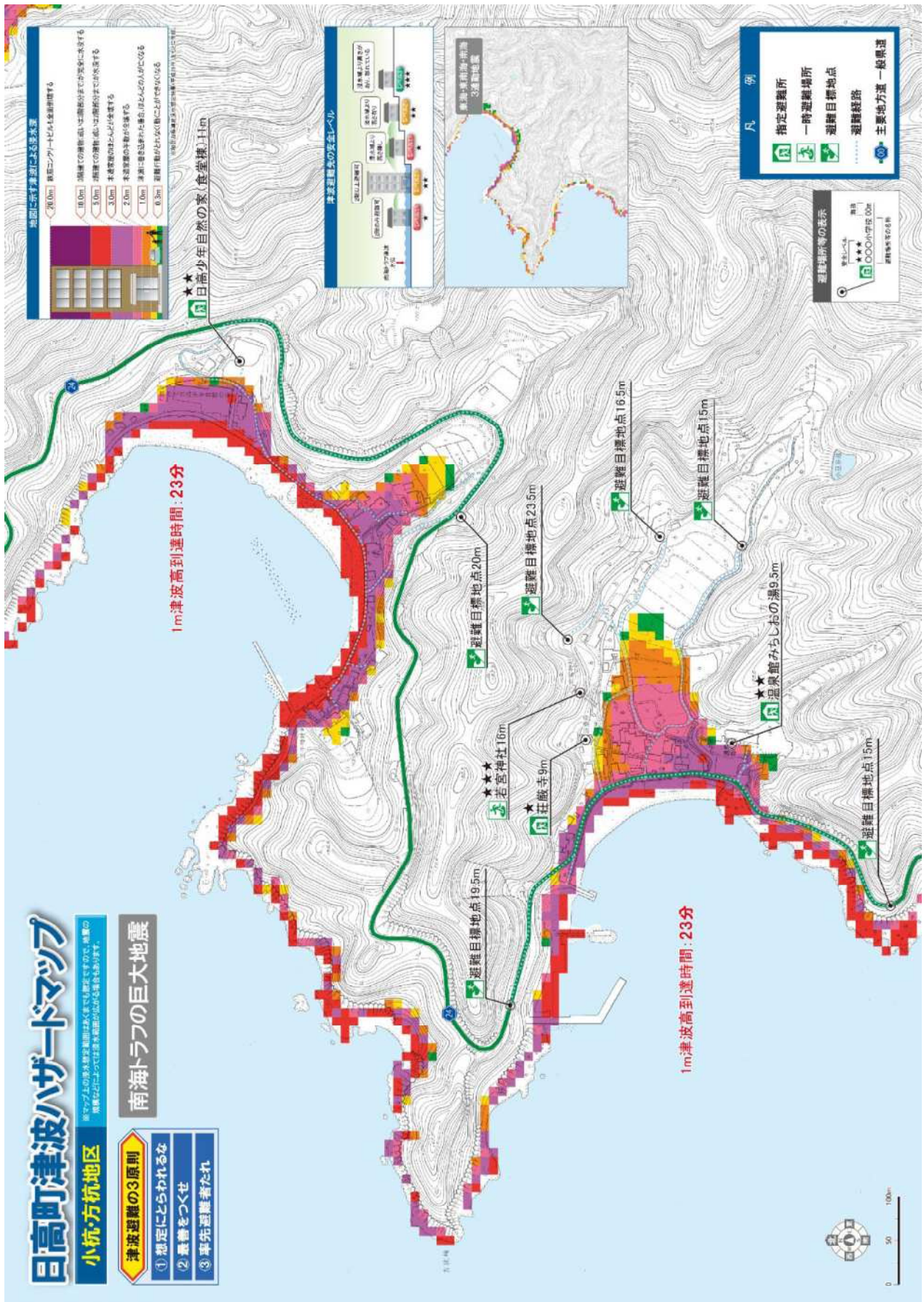
② 産湯地区



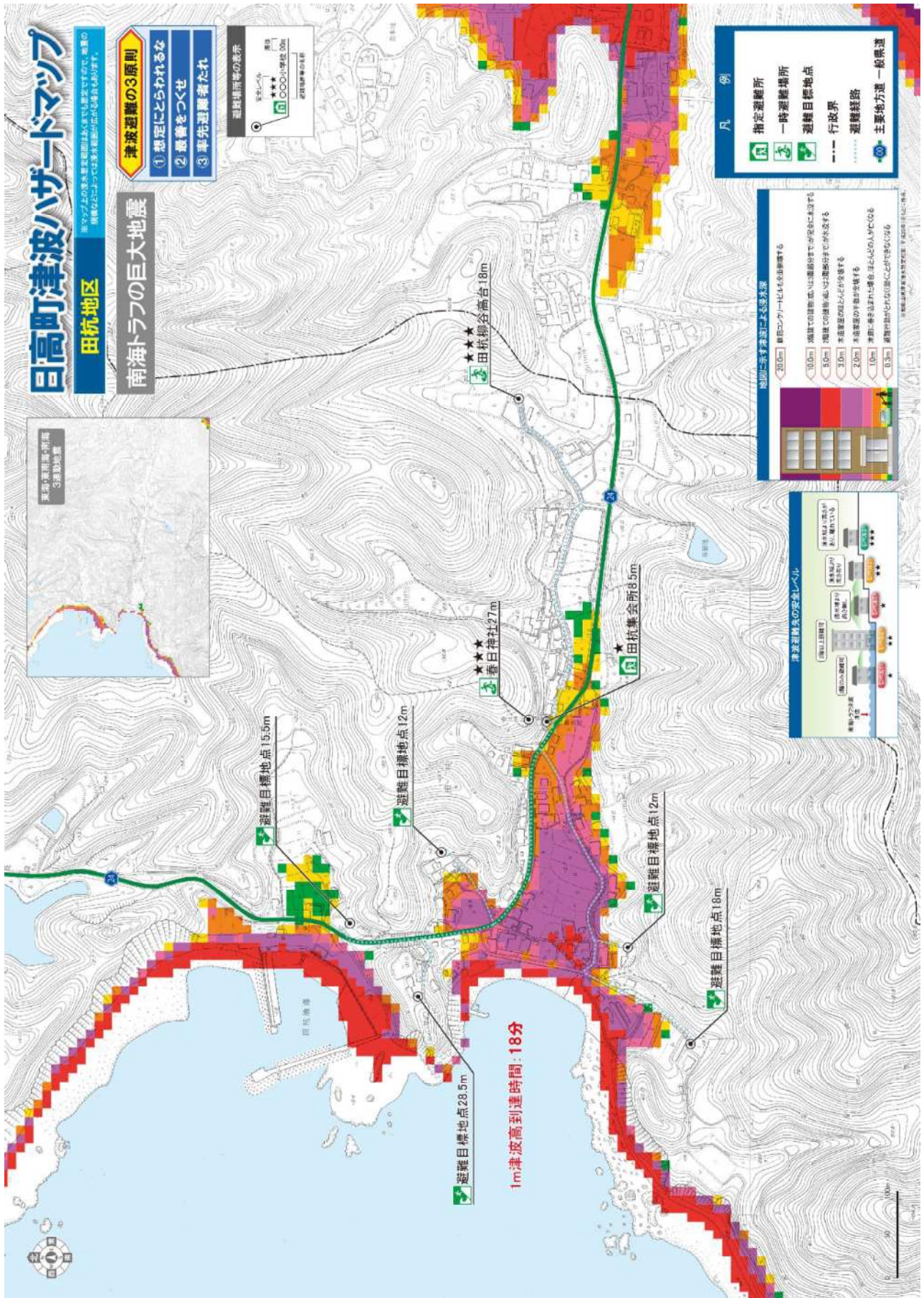
③ 小浦・津久野地区



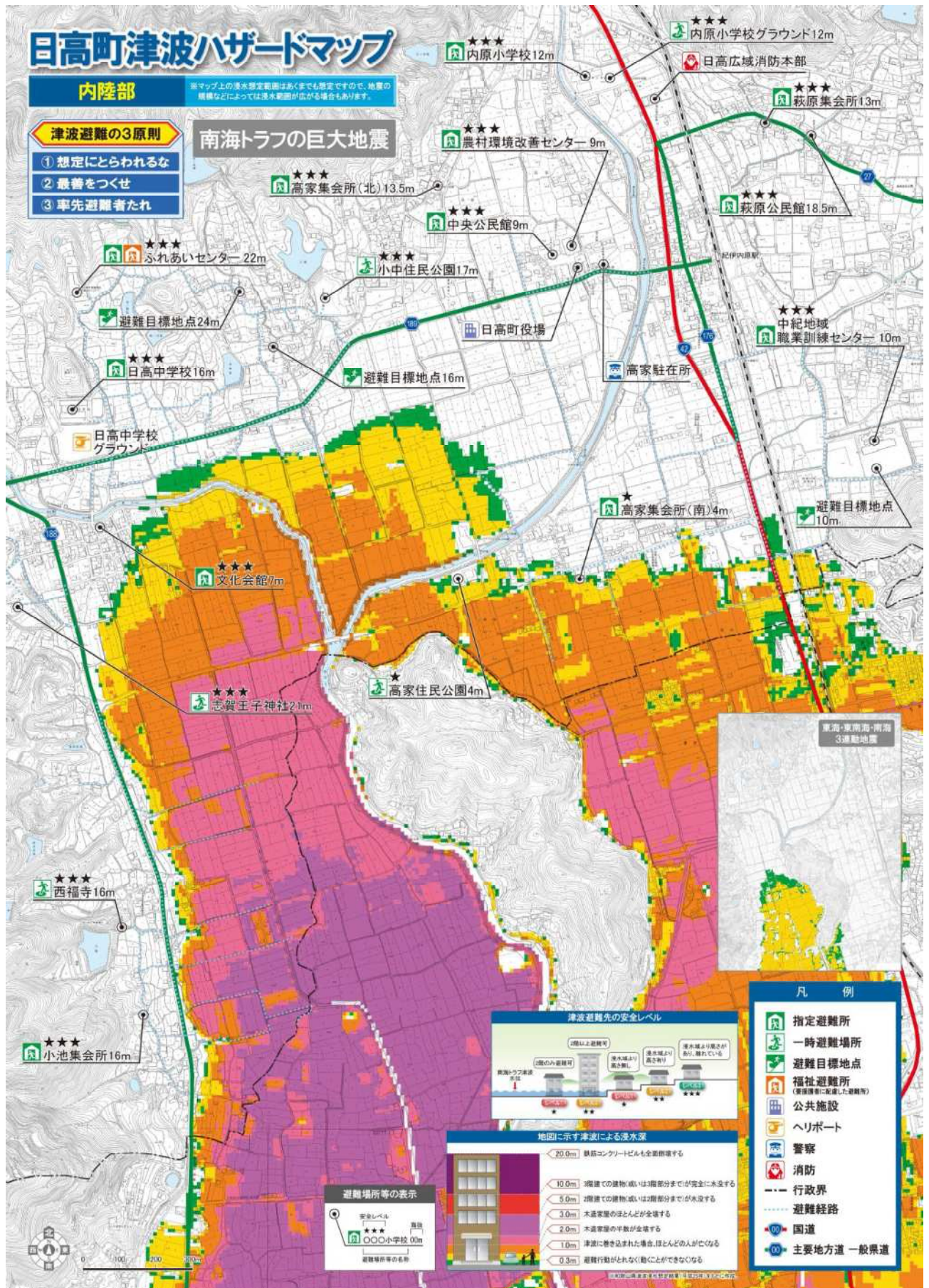
④ 小杭・方杭地区



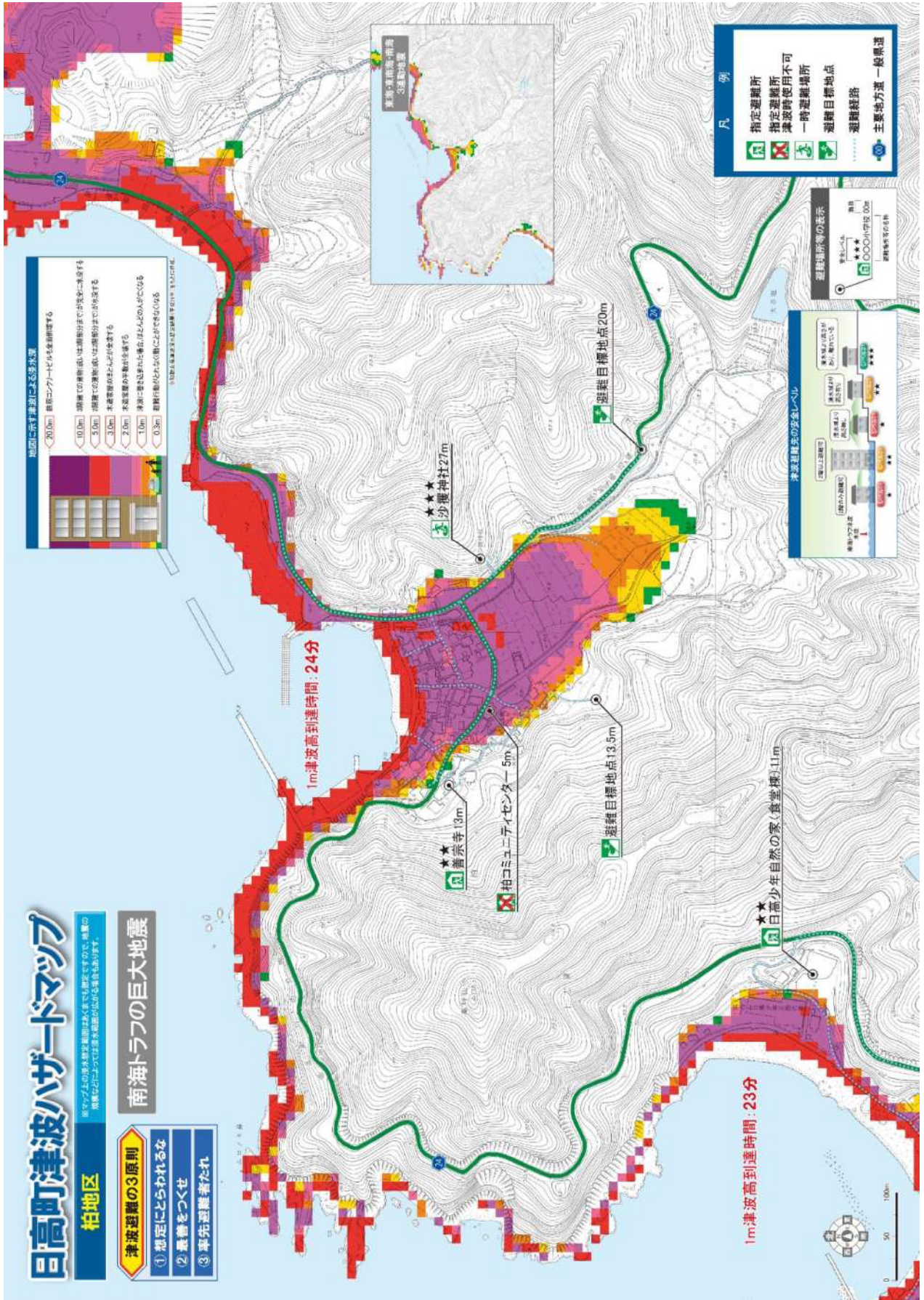
⑤ 田杭地区



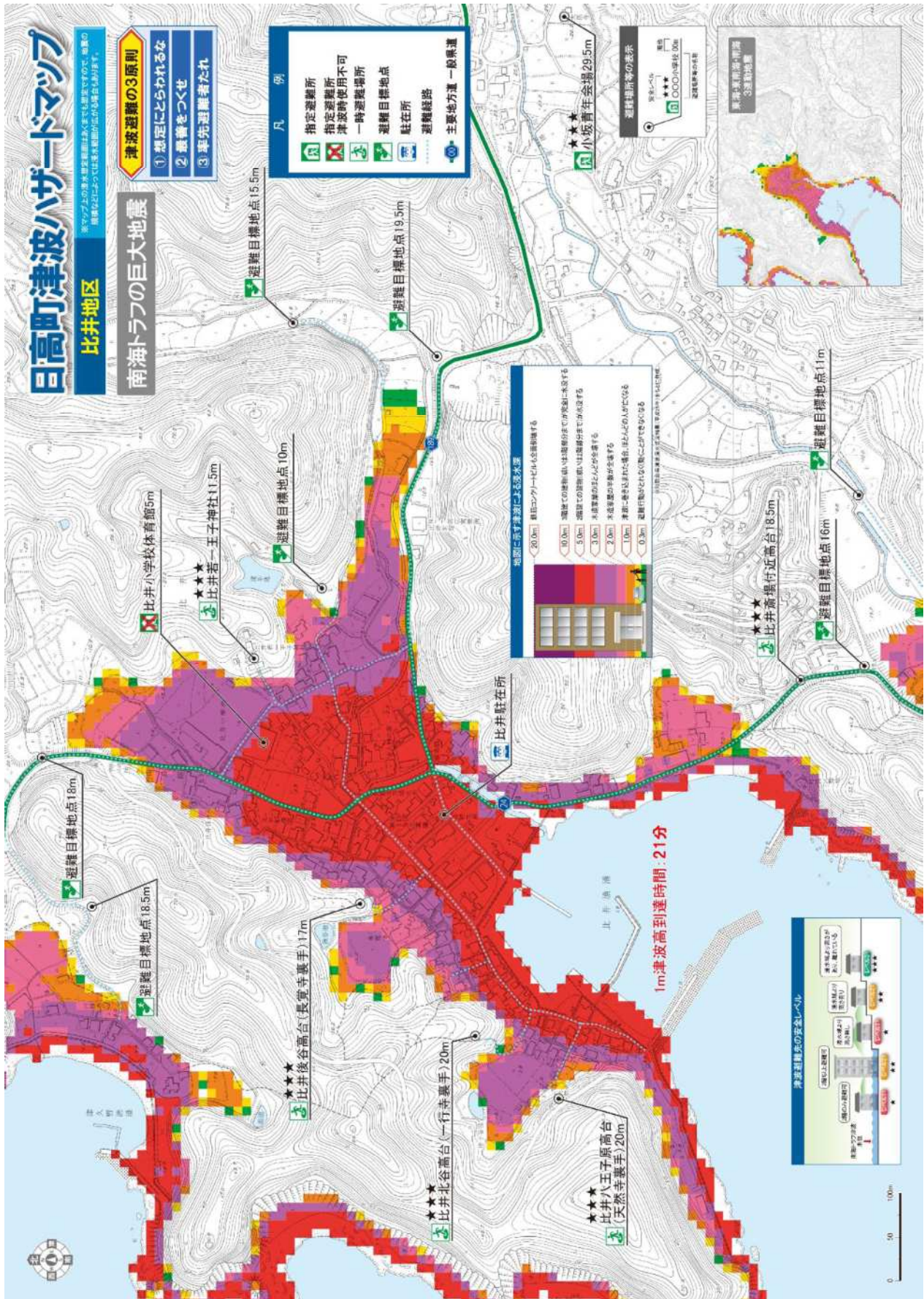
⑥ 内陸部



⑦ 柏地区

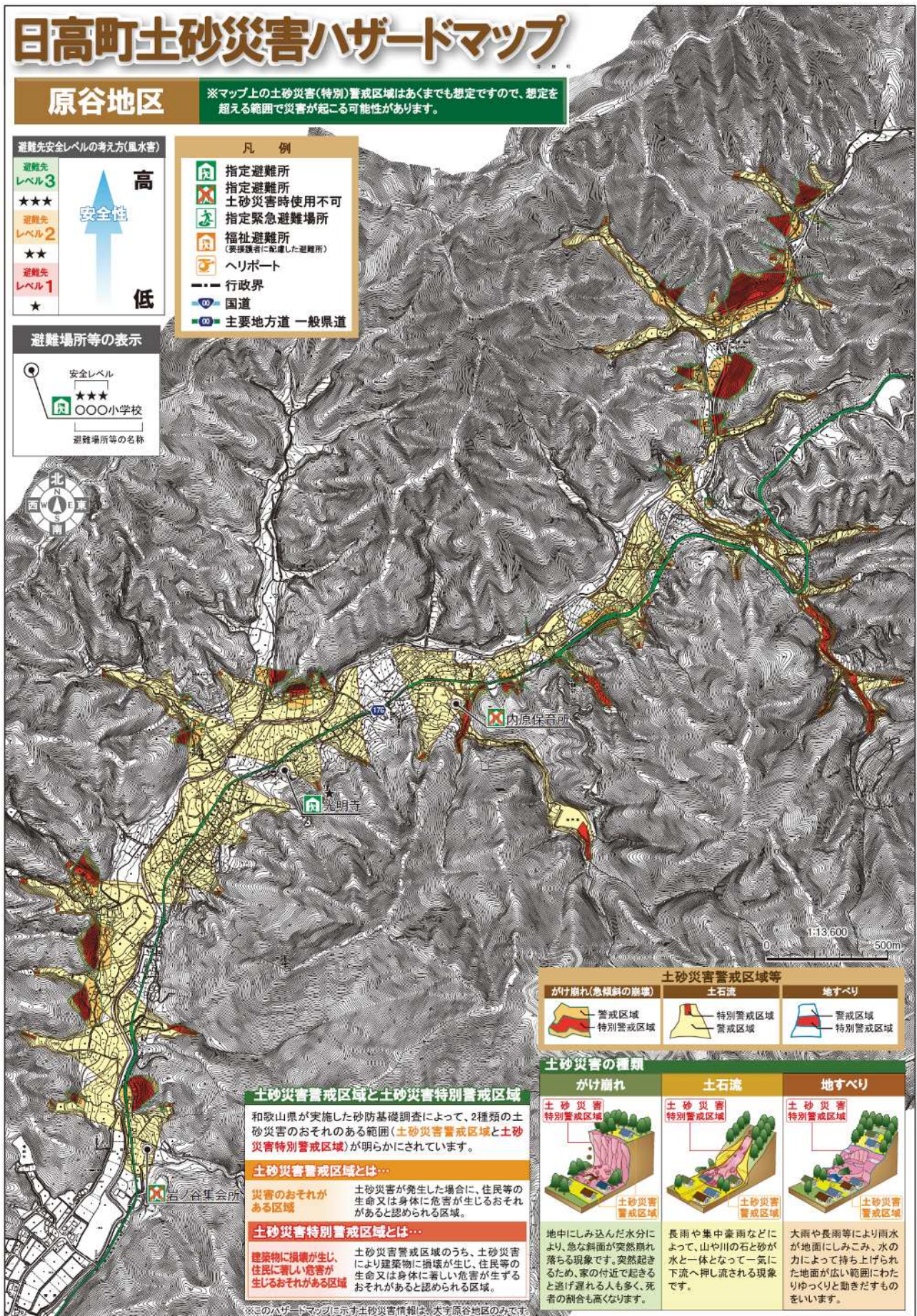


⑧ 比井地区





(5) 土砂災害ハザードマップ



# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 池田地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

- 凡例
- 指定避難所
  - 指定避難所 土砂災害時使用不可
  - 指定緊急避難場所
  - 福祉避難所 (要介護者に配慮した避難所)
  - ヘリポート
  - 行政界
  - 国道
  - 主要地方道 一般県道

避難場所等の表示

安全レベル

避難場所等の名称

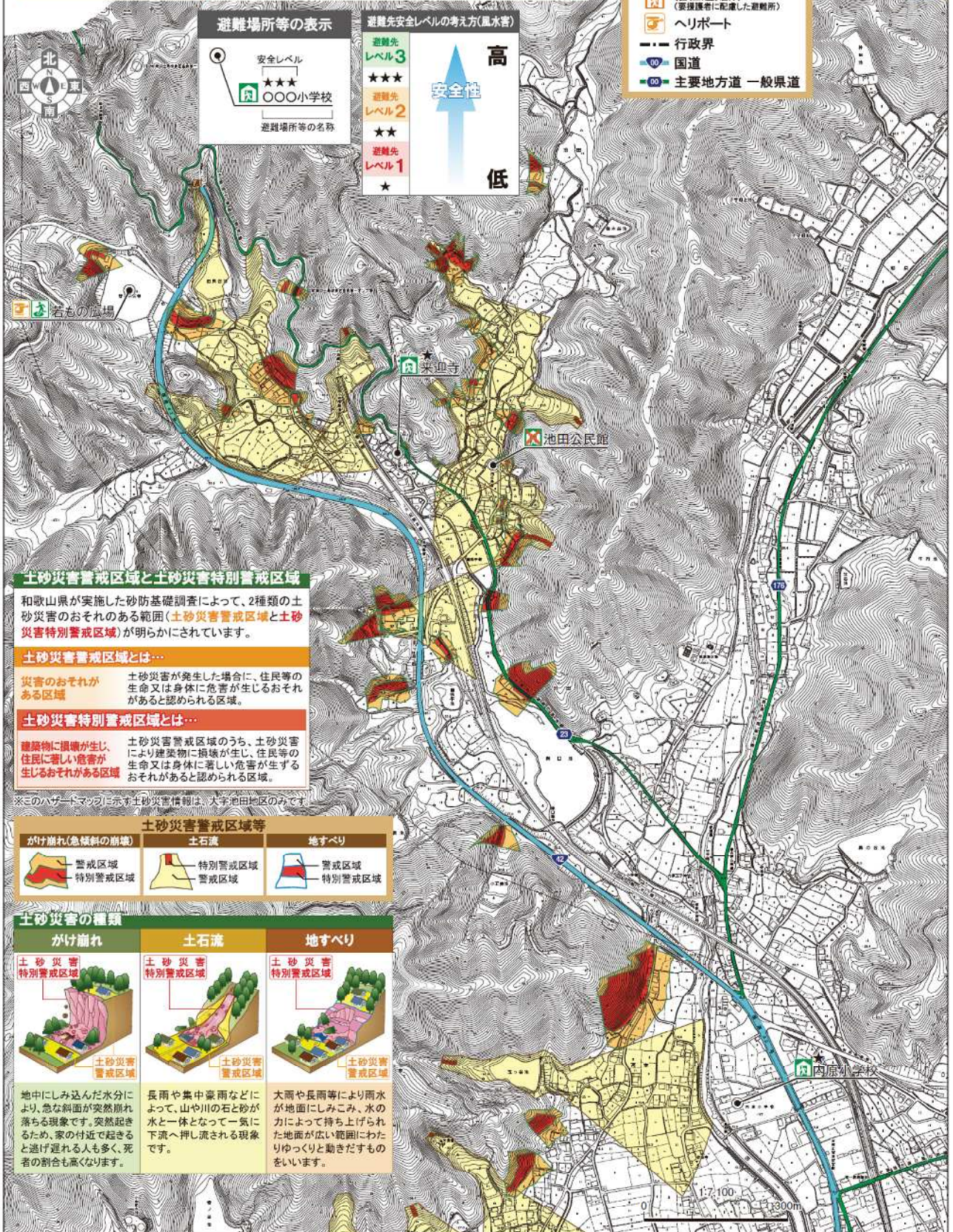
避難先安全レベルの考え方(風水害)

避難先レベル3  
\*\*\*

避難先レベル2  
\*\*

避難先レベル1  
\*

高  
↑  
安全性  
↓  
低



### 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

- 土砂災害警戒区域とは…**  
 災害のおそれがある区域  
 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
- 土砂災害特別警戒区域とは…**  
 建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域  
 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められる区域。

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字池田地区のみです。

土砂災害警戒区域等

がけ崩れ(急傾斜の崩壊)	土石流	地すべり
警戒区域 特別警戒区域	警戒区域 特別警戒区域	警戒区域 特別警戒区域

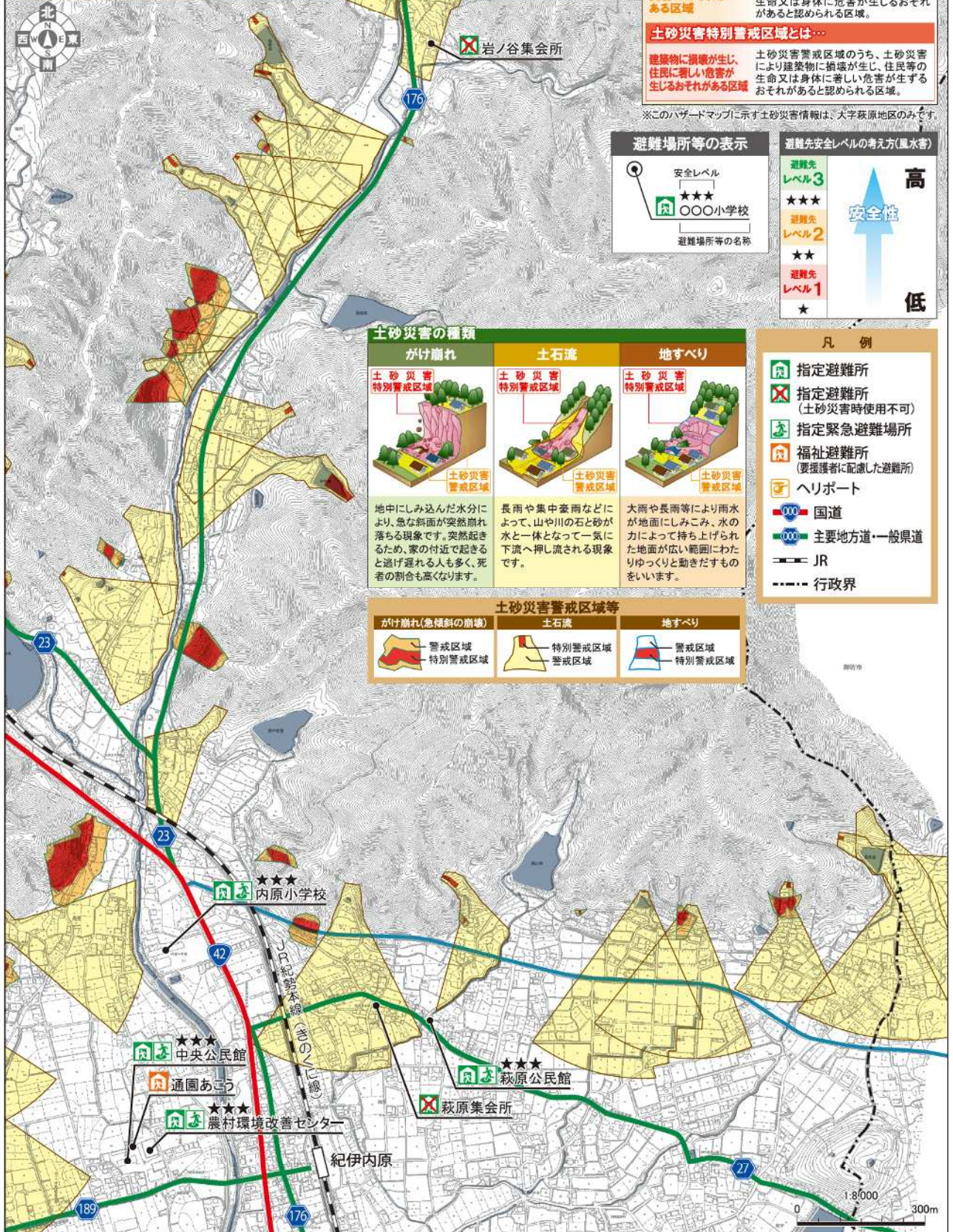
土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
<p>土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域</p>
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。</p>

# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 萩原地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。



### 土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

#### 土砂災害警戒区域とは...

災害のおそれがある区域 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

#### 土砂災害特別警戒区域とは...

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字萩原地区のみです。

### 避難場所等の表示



### 避難先安全レベルの考え方(風水害)



### 土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。</p>

### 土砂災害警戒区域等

がけ崩れ(急傾斜の崩壊)	土石流	地すべり
<p>警戒区域</p> <p>特別警戒区域</p>	<p>特別警戒区域</p> <p>警戒区域</p>	<p>警戒区域</p> <p>特別警戒区域</p>

### 凡例

- 指定避難所
- 指定避難所(土砂災害時使用不可)
- 指定緊急避難場所
- 福祉避難所(要援護者に配慮した避難所)
- ヘルポート
- 国道
- 主要地方道・一般県道
- JR
- 行政区界

# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 荊木地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

### 避難場所等の表示

安全レベル  
 ★★★★★  
 ★★★★★  
 ★★★★★  
 ○○○○小学校  
 避難場所等の名称

避難安全レベルの考え方が(濁水書)

避難安全レベル3  
 ★★★★★  
 避難安全レベル2  
 ★★★★★  
 避難安全レベル1  
 ★★★★★

高  
 ↑安全域  
 ↓低



### 凡例

- 指定避難所
- 指定避難所 (指定緊急避難場所)
- 指定避難所 (土砂災害時使用不可)
- 福祉避難所 (要援護者に配慮した避難所)
- ヘリポート
- 国道
- 主要地方道・一般県道
- JR
- 行政界

**土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域**  
 和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

**土砂災害警戒区域とは...**  
 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域と認められる区域。

**土砂災害特別警戒区域とは...**  
 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害による建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域と認められる区域。

### 土砂災害警戒区域等

- がけ崩れ(急傾斜の崩壊)
- 土石流
- 地すべり
- 特別警戒区域
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 警戒区域

### 土砂災害の種類

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり

**がけ崩れ**  
 地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然雨れより、急な斜面が突然雨れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きる土砂災害の種類です。逃げ遅れられる人も多く、死者の割合も高くおそれられます。

**土石流**  
 長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

**地すべり**  
 大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水のかげによって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。

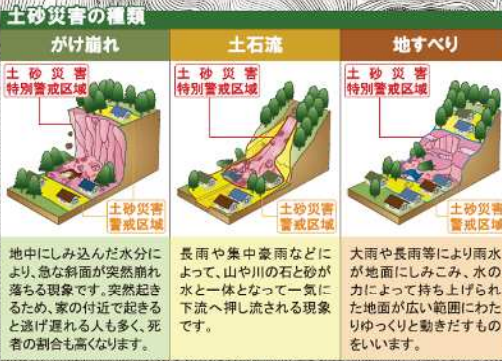


※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字荆木地区のみです。

# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 高家地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。



- ### 凡例
- 指定避難所
  - 指定避難所 土砂災害時使用不可
  - 指定緊急避難場所
  - 福祉避難所 (要援護者に配慮した避難所)
  - ヘリポート
  - 行政界
  - 国道
  - 主要地方道 一般県道



### 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

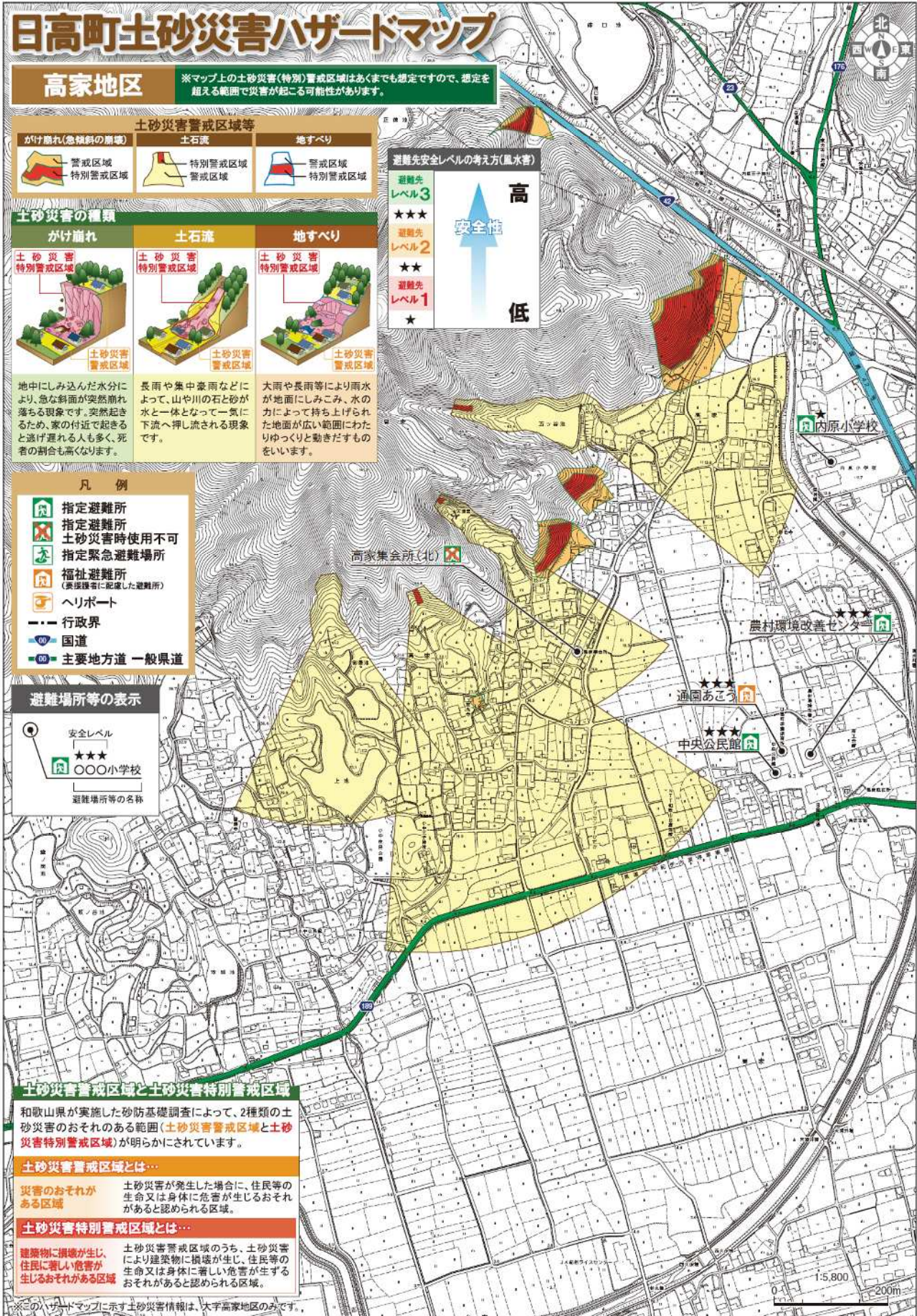
**土砂災害警戒区域とは...**

災害のおそれがある区域 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

**土砂災害特別警戒区域とは...**

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字高家地区のみです。



# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 小中地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

避難先安全レベルの考え方(風水害)

避難先  
レベル3  
★★★★  
避難先  
レベル2  
★★★  
避難先  
レベル1  
★★  
★

安全性 ↑

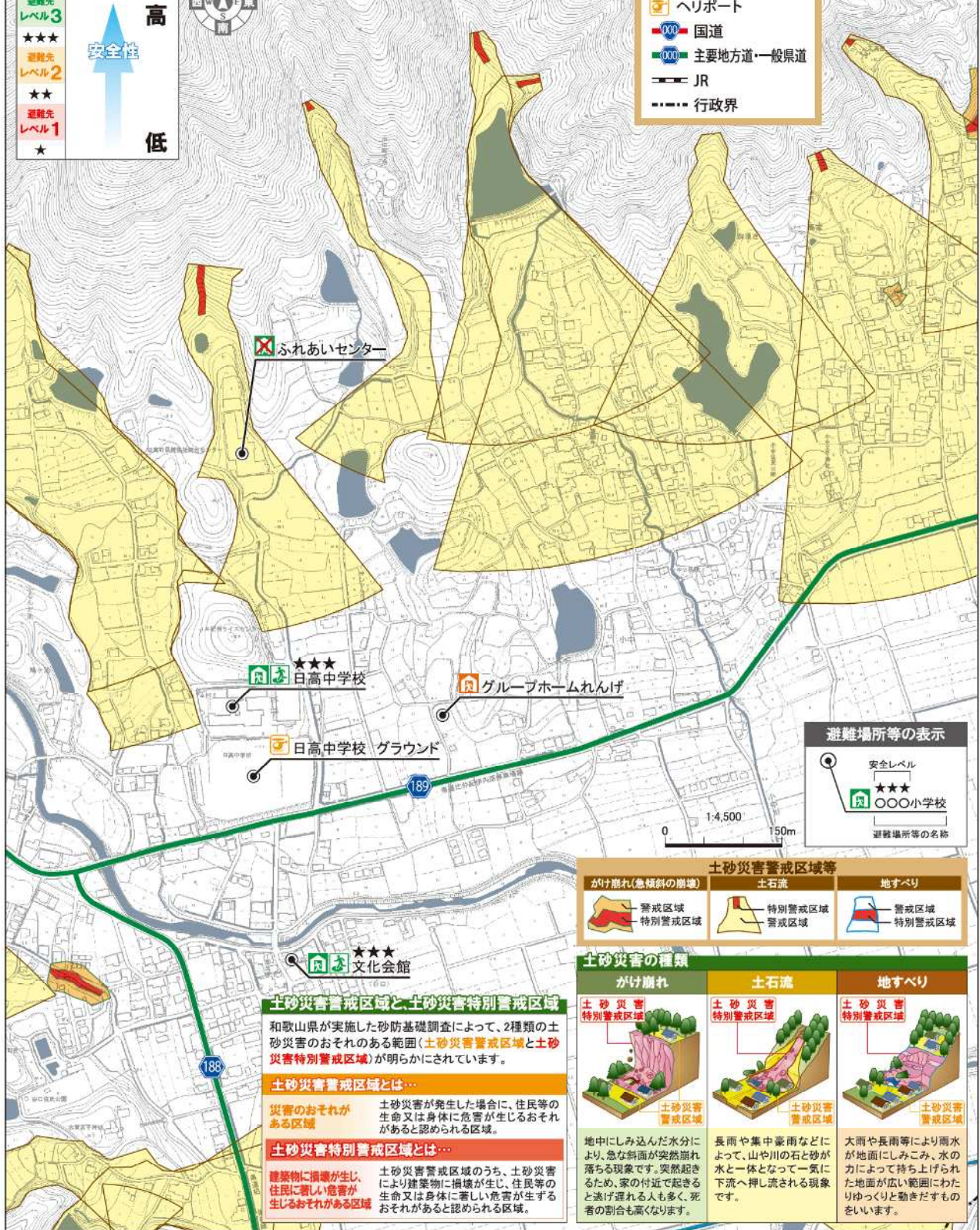
高

低



### 凡例

- 指定一般避難所
- 指定一般避難所(土砂災害時使用不可)
- 指定緊急避難場所
- 指定福祉避難所(要援護者に配慮した避難所)
- ヘリポート
- 国道
- 主要地方道・一般県道
- JR
- 行政界



#### 避難場所等の表示

安全レベル  
★★★★  
○○○小学校  
避難場所等の名称

#### 土砂災害警戒区域等

がけ崩れ(急傾斜の崩壊)	土石流	地すべり
警戒区域 特別警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 特別警戒区域

#### 土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。</p>

#### 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかになっています。

**土砂災害警戒区域とは...**  
災害のおそれがある区域  
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

**土砂災害特別警戒区域とは...**  
建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域  
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

<令和3年9月更新>

# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 志賀地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

### 土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

#### 土砂災害警戒区域とは...

災害のおそれがある区域

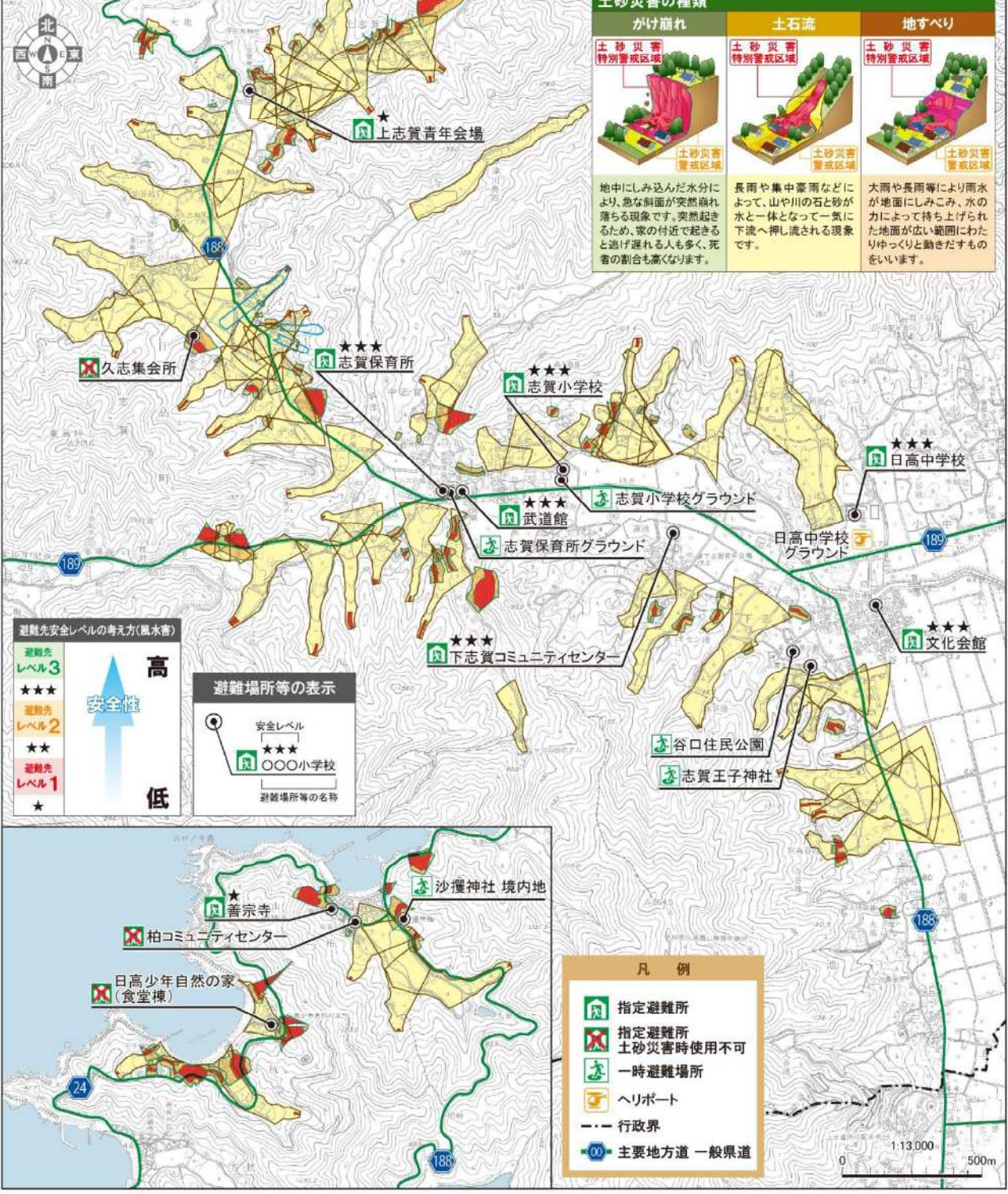
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

#### 土砂災害特別警戒区域とは...

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字志賀地区のみです。



#### 避難先安全レベルの考え方(風水害)

避難先レベル3	高
★★★	↑ 安全性 ↓
避難先レベル2	
★★	↓ 低
避難先レベル1	
★	

#### 避難場所等の表示

安全レベル

- ★★★
- 小学校

避難場所等の名称



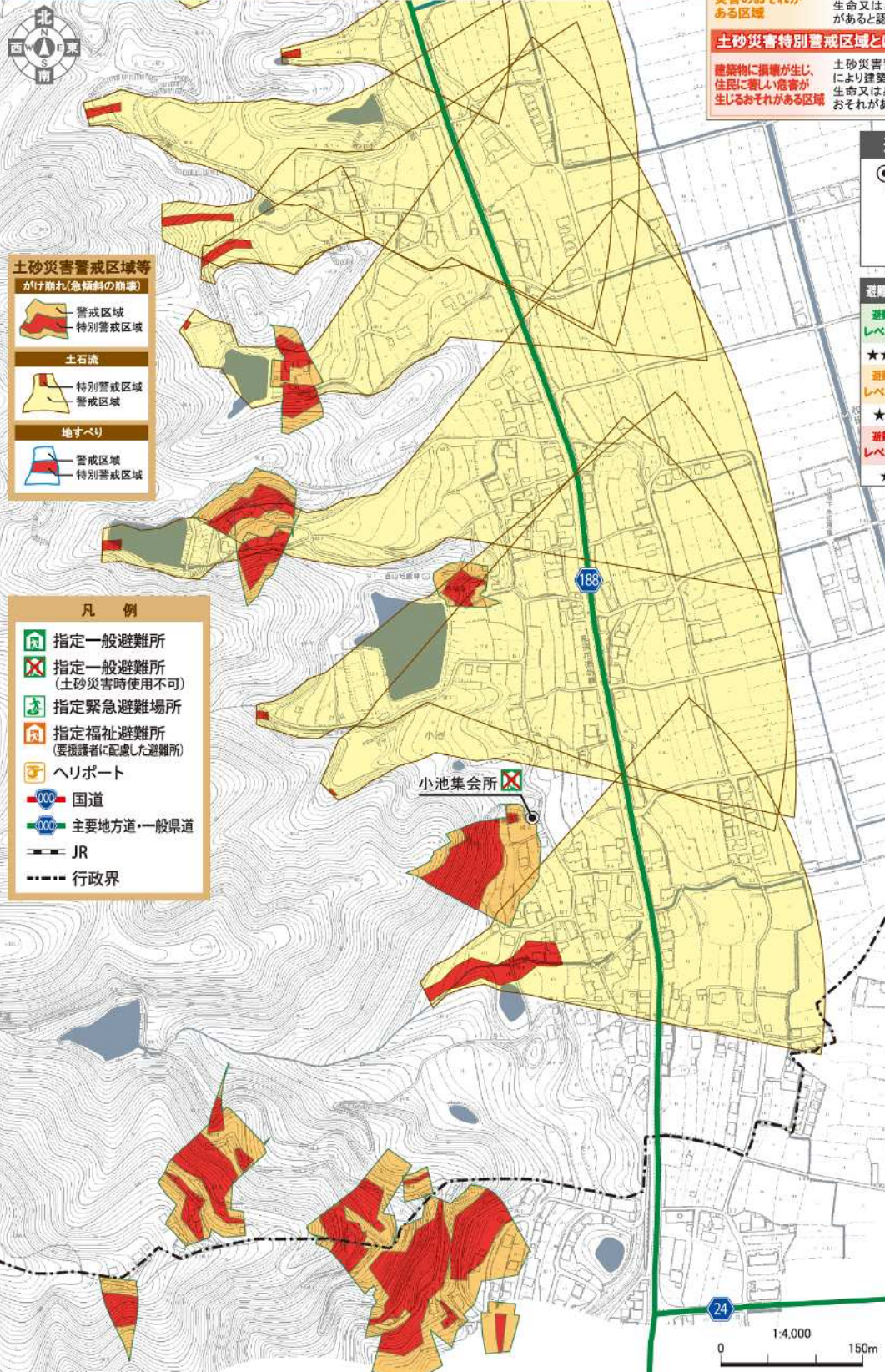
#### 凡例

- 指定避難所
- 指定避難所 土砂災害時使用不可
- 一時避難場所
- ヘリポート
- 行政界
- 主要地方道 一般県道

# 目高町土砂災害ハザードマップ

## 小池地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。



### 土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかになっています。

#### 土砂災害警戒区域とは...

**災害のおそれがある区域** 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域。

#### 土砂災害特別警戒区域とは...

**建築物に損害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域** 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

### 土砂災害警戒区域等

- がけ崩れ(急傾斜の崩壊)
- 警戒区域
  - 特別警戒区域
- 土石流
- 特別警戒区域
  - 警戒区域
- 地すべり
- 警戒区域
  - 特別警戒区域

- ### 凡例
- 指定一般避難所
  - 指定一般避難所(土砂災害時使用不可)
  - 指定緊急避難場所
  - 指定福祉避難所(要援護者に配慮した避難所)
  - ヘリポート
  - 国道
  - 主要地方道・一般県道
  - JR
  - 行政界

### 避難場所等の表示



### 避難先安全レベルの考え方(風水害)



### 土砂災害の種類



地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

#### 土石流



長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

#### 地すべり



大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

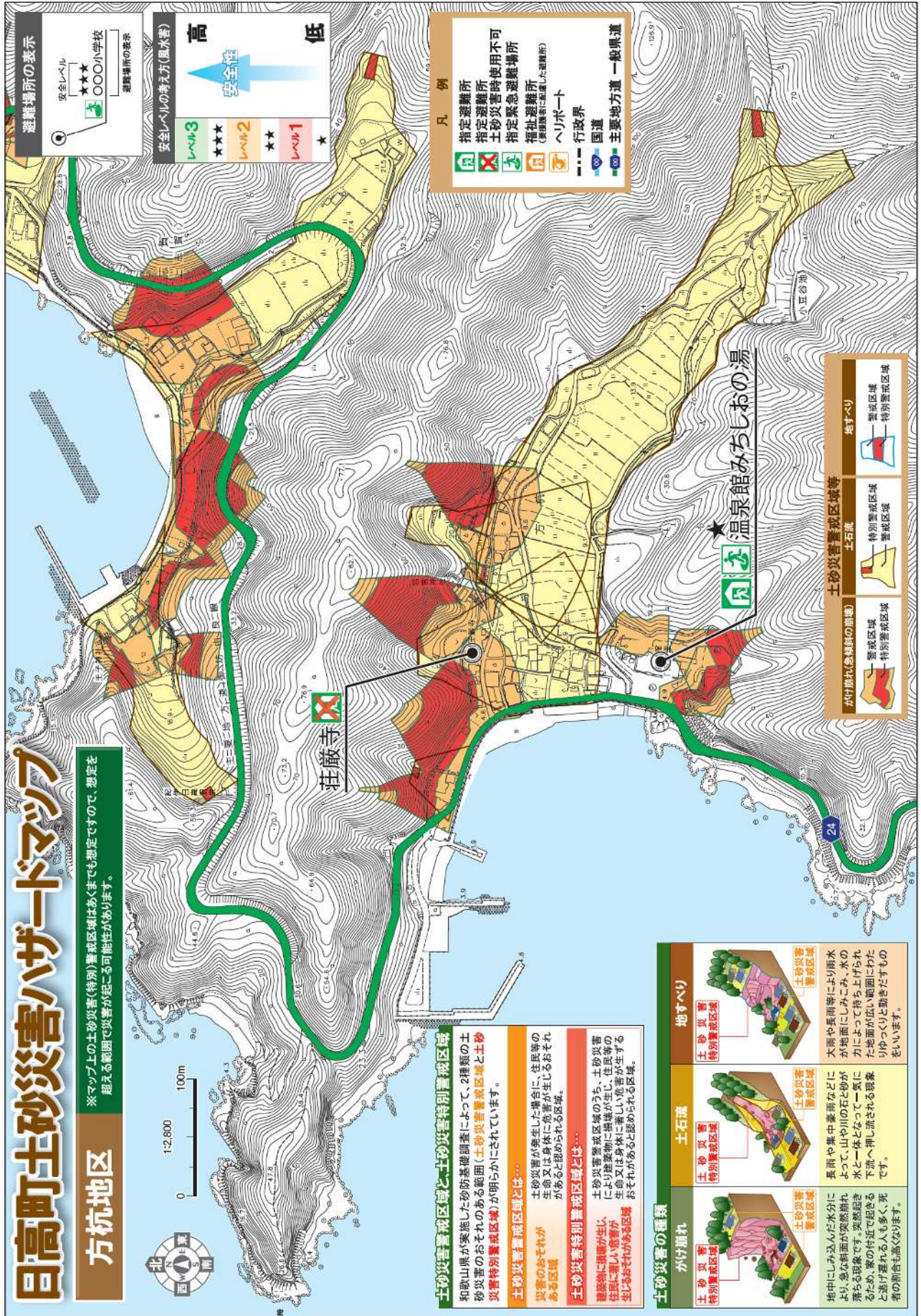
<令和3年9月更新>



# 目高町土砂災害ハザードマップ

## 方杭地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。



**避難場所の表示**

- 安全レベル
- 避難場所の表示
- 安全レベルの考え方(風水害)

**安全レベル**

- レベル3
- レベル2
- レベル1

高 ← 安全性 → 低

**凡例**

- 指定避難所
- 指定避難所 土砂災害時使用不可
- 指定緊急避難場所
- 福祉避難所
- へりポート
- 行政界
- 国道
- 主要地方道 一般県道

**土砂災害の種類**

- がけ崩れ**
  - 土砂災害 特別警戒区域
  - 土砂災害 警戒区域
- 土石流**
  - 土砂災害 特別警戒区域
  - 土砂災害 警戒区域
- 地すべり**
  - 土砂災害 特別警戒区域
  - 土砂災害 警戒区域

**土砂災害特別警戒区域と土砂災害特別警戒区域とは...**

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

**土砂災害警戒区域とは...**

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域と認められる区域。

**土砂災害特別警戒区域とは...**

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害発症時に用事が止まり、住民に早い段階で避難を促す必要がある区域と認められる区域。

**土砂災害警戒区域等と土砂災害特別警戒区域**

大雨や集中豪雨などにより、山や川の土石が崩れやすくなり、土石が崩れやすくなるため、家の付近で起きる土砂災害の発生頻度も多く、死者の割合も高くなります。

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

**土砂災害特別警戒区域**

大雨や集中豪雨などにより、山や川の土石が崩れやすくなり、土石が崩れやすくなるため、家の付近で起きる土砂災害の発生頻度も多く、死者の割合も高くなります。

**土砂災害警戒区域**

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

**土砂災害警戒区域**

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

**土砂災害警戒区域**

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

**土砂災害警戒区域**

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

**土砂災害警戒区域**

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆるくなり動きやすくなる場合があります。

# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 小浦・津久野地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

### 土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

#### 土砂災害警戒区域とは...

**災害のおそれがある区域** 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

#### 土砂災害特別警戒区域とは...

**建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域** 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

### 凡例

- 指定避難所
- 指定避難所 土砂災害時使用不可
- 指定緊急避難場所
- 福祉避難所 (実証調査に配慮した避難所)
- ヘリポート
- 行政界
- 国道
- 主要地方道 一般県道

### 避難場所の表示

安全レベル  
  
 ○○○小学校  
 避難場所の表示

### 安全レベルの考え方(風水害)

レベル3 ★★★	↑ 安全性 ↓	高
レベル2 ★★		低
レベル1 ★		

### 土砂災害警戒区域等

がけ崩れ(急傾斜の崩壊)	土石流	地すべり
警戒区域 特別警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 特別警戒区域

### 土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
 土砂災害特別警戒区域  土砂災害警戒区域	 土砂災害特別警戒区域  土砂災害警戒区域	 土砂災害特別警戒区域  土砂災害警戒区域
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。</p>



# 目高町土砂災害ハザードマップ

## 小坂地区

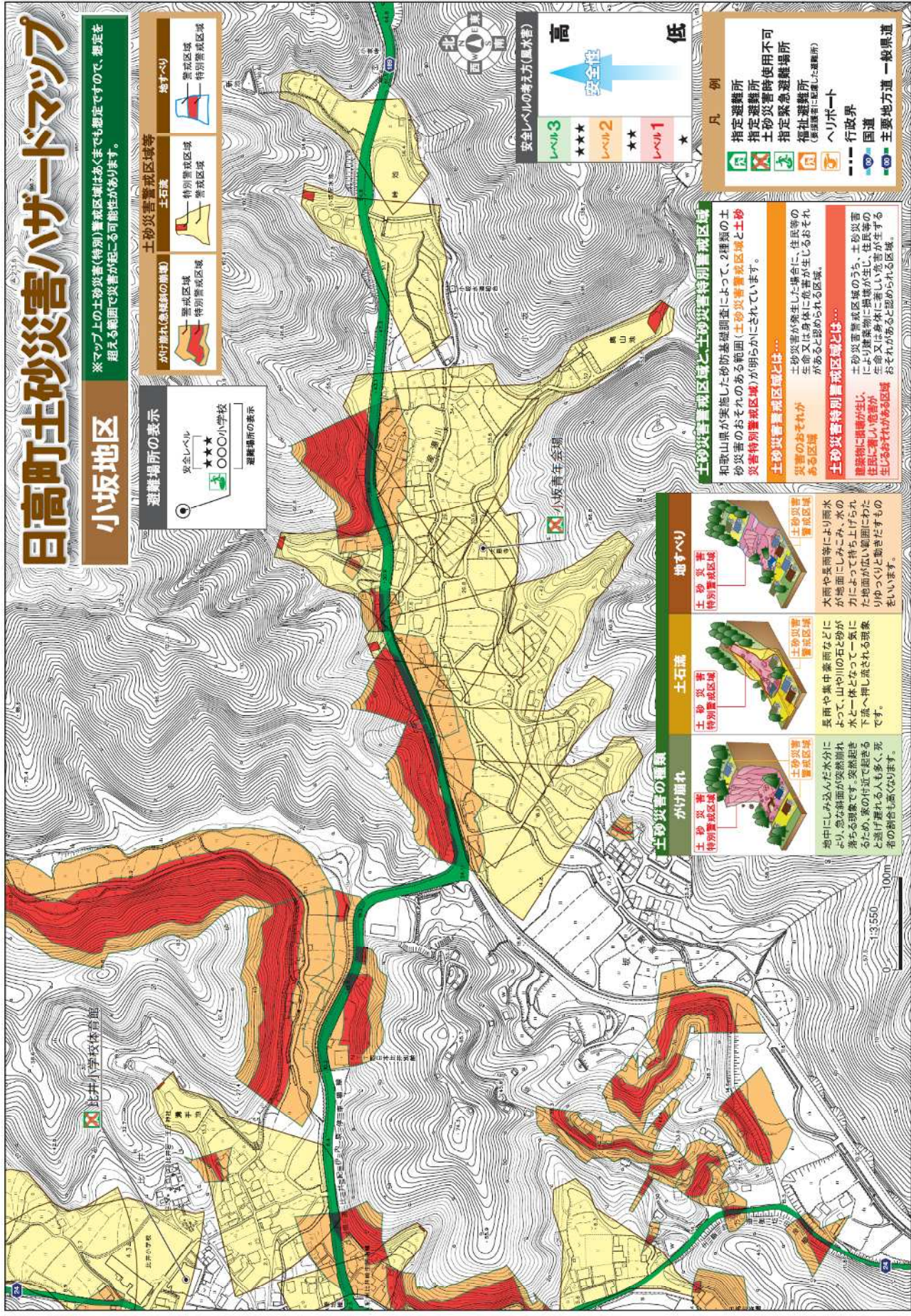
※マップ上の土砂災害(特別警戒区域)はあくまでも想定です。想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

**避難場所の表示**

- 安全レベル
  - ★★★★
  - ★★★
  - ★★
  - ★
- 〇〇〇〇小学校
- 避難場所の表示

**土砂災害警戒区域等**

- がけ崩れ(急傾斜の崩壊)
- 土石流
- 地すべり
- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 警戒区域
- 警戒区域
- 特別警戒区域



**安全レベルの考え方(風水害)**

高 ← 安全性 ↑ 低

- レベル3 ★★
- レベル2 ★★
- レベル1 ★

**凡 例**

- 指定避難所
- 指定避難所 指定緊急時使用不可
- 指定緊急時避難場所
- 指定緊急避難場所 (標準避難所に指定した避難所)
- 福祉避難所
- ヘリポート
- 行政界
- 国道
- 主要地方道 一般県道

**土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域**

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

**土砂災害警戒区域とは...**  
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域と認められる区域。

**土砂災害特別警戒区域とは...**  
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に被害が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域。

**土砂災害の種類**

- がけ崩れ**  
地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。
- 土石流**  
長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。
- 地すべり**  
大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。

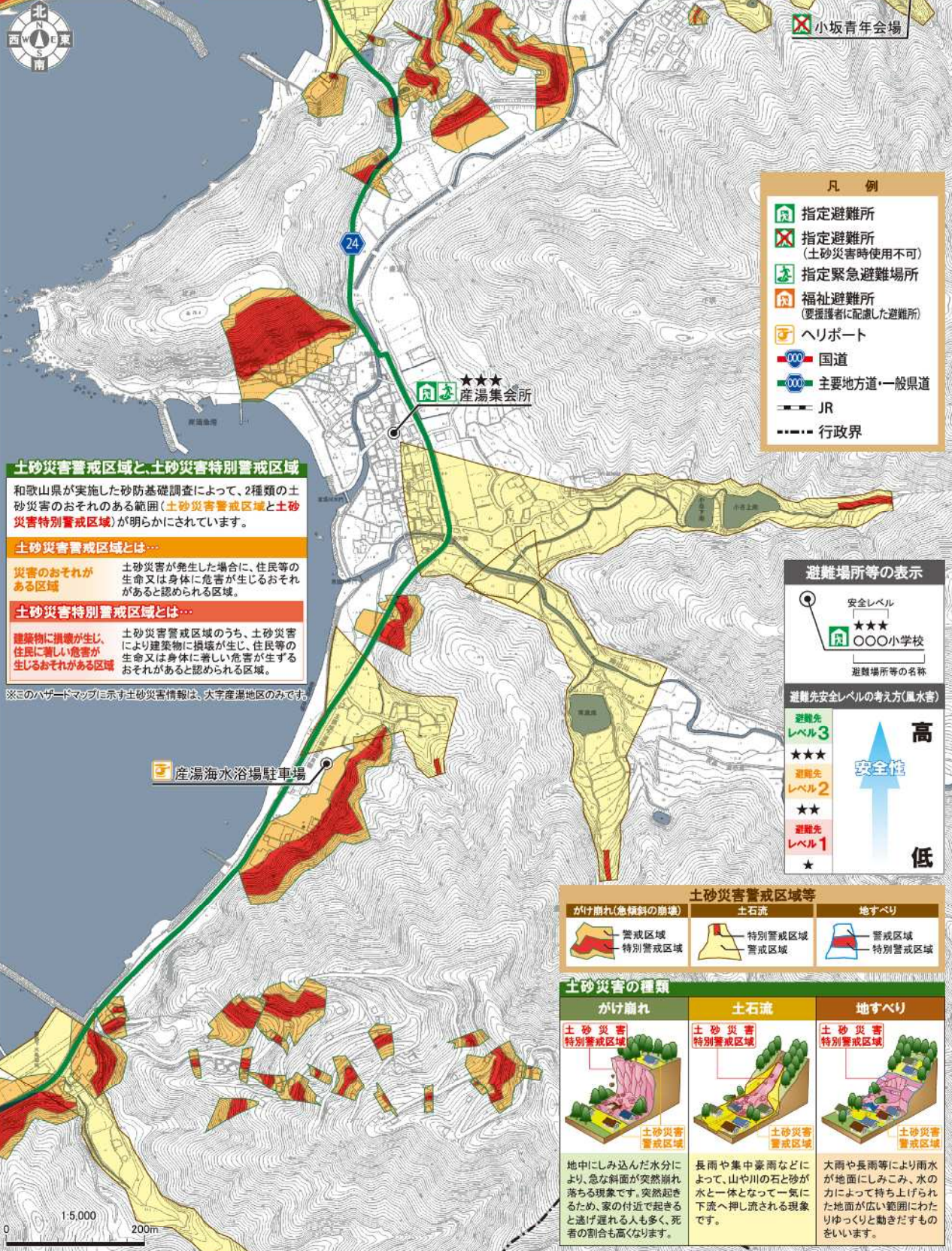
# 日高町土砂災害ハザードマップ

## 産湯地区

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。



☒ 小坂青年会場



- ### 凡例
- 指定避難所
  - 指定避難所 (土砂災害時使用不可)
  - 指定緊急避難場所
  - 福祉避難所 (要援護者に配慮した避難所)
  - ヘリポート
  - 国道
  - 主要地方道・一般県道
  - JR
  - 行政界

### 土砂災害警戒区域と、土砂災害特別警戒区域

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

#### 土砂災害警戒区域とは...

災害のおそれがある区域 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域。

#### 土砂災害特別警戒区域とは...

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められる区域。

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、大字産湯地区のみです。

### 避難場所等の表示



### 避難先安全レベルの考え方(風水害)



土砂災害警戒区域等		
がけ崩れ(急傾斜の崩壊)	土石流	地すべり
警戒区域 特別警戒区域	特別警戒区域 警戒区域	警戒区域 特別警戒区域

### 土砂災害の種類

がけ崩れ	土石流	地すべり
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>	<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域</p>
<p>地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。</p>	<p>長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。</p>	<p>大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりに動きだすものをいいます。</p>



# 日高町土砂災害ハザードマップ

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起る可能性があります。

## 阿尾地区

**凡例**

- 指定避難所
- 指定避難所 土砂災害時使用不可
- 指定緊急避難場所
- 福祉避難所
- ヘルプ
- 行政界
- 国道
- 主要地方道 一般県道

**避難場所等の表示**

避難安全レベルの考え(風水害)

安全レベル

避難先 レベル3 ★★★

避難先 レベル2 ★★

避難先 レベル1 ★

避難場所等の名称

安全レベル

★★★★

★★★

★★

★

避難場所等の名称

**土砂災害警戒区域等**

- がけ崩れ・急傾斜の崩壊
  - 警戒区域
  - 特別警戒区域
- 土石流
  - 警戒区域
  - 特別警戒区域

**土砂災害の種類**

**がけ崩れ**

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

地中にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、崖の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

**土石流**

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石や砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

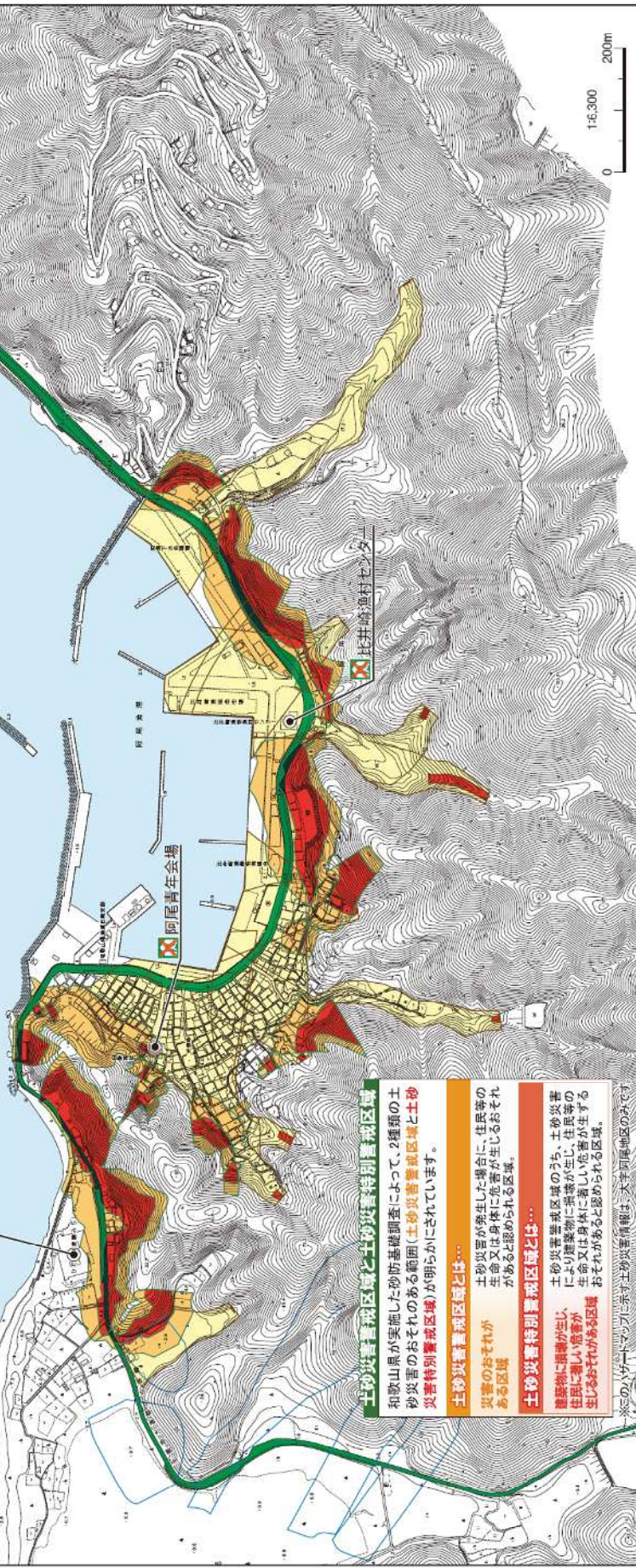
**地すべり**

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたってゆっくりと動きだすものをいいます。

★ 日高博愛園「みちしお」



**土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域**

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

**土砂災害警戒区域とは...**

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域

**土砂災害特別警戒区域とは...**

建築物に倒壊が生じ、住民等に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

※このハザードマップには、土砂災害情報は、大字阿尾地区のみです。

# 目高町土砂災害ハザードマップ

※マップ上の土砂災害(特別)警戒区域はあくまでも想定ですので、想定を超える範囲で災害が起こる可能性があります。

## 田杭地区

### 凡例

- 指定避難所
- 指定避難所時使用不可
- 指定緊急避難場所
- 福祉避難所  
(要配慮者に配慮した避難所)
- ヘリポート
- 行政界
- 国道
- 主要地方道 一般県道



**高** ↑ **安全性** ↓ **低**

避難所安全レベルの増え方(雨水害)

- 避難所安全レベル3 ★★★
- 避難所安全レベル2 ★★
- 避難所安全レベル1 ★

**避難場所等の表示**

安全レベル

- ★★★
- ★★
- ★

○○○小学校

避難場所等の名称

**土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域**

和歌山県が実施した砂防基礎調査によって、2種類の土砂災害のおそれのある範囲(土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域)が明らかにされています。

**土砂災害警戒区域とは...**

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域

**土砂災害特別警戒区域とは...**

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により建築物に倒壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

※このハザードマップに示す土砂災害情報は、田杭地区のみです。

**土砂災害警戒区域等**

- 警戒区域
- 特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域等
- 地すべり
- 警戒区域 特別警戒区域

**土砂災害の種類**

- 土砂災害 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土砂災害 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土砂災害 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土砂災害 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土砂災害 特別警戒区域
- 土砂災害 警戒区域
- 土砂災害 特別警戒区域

**がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)**

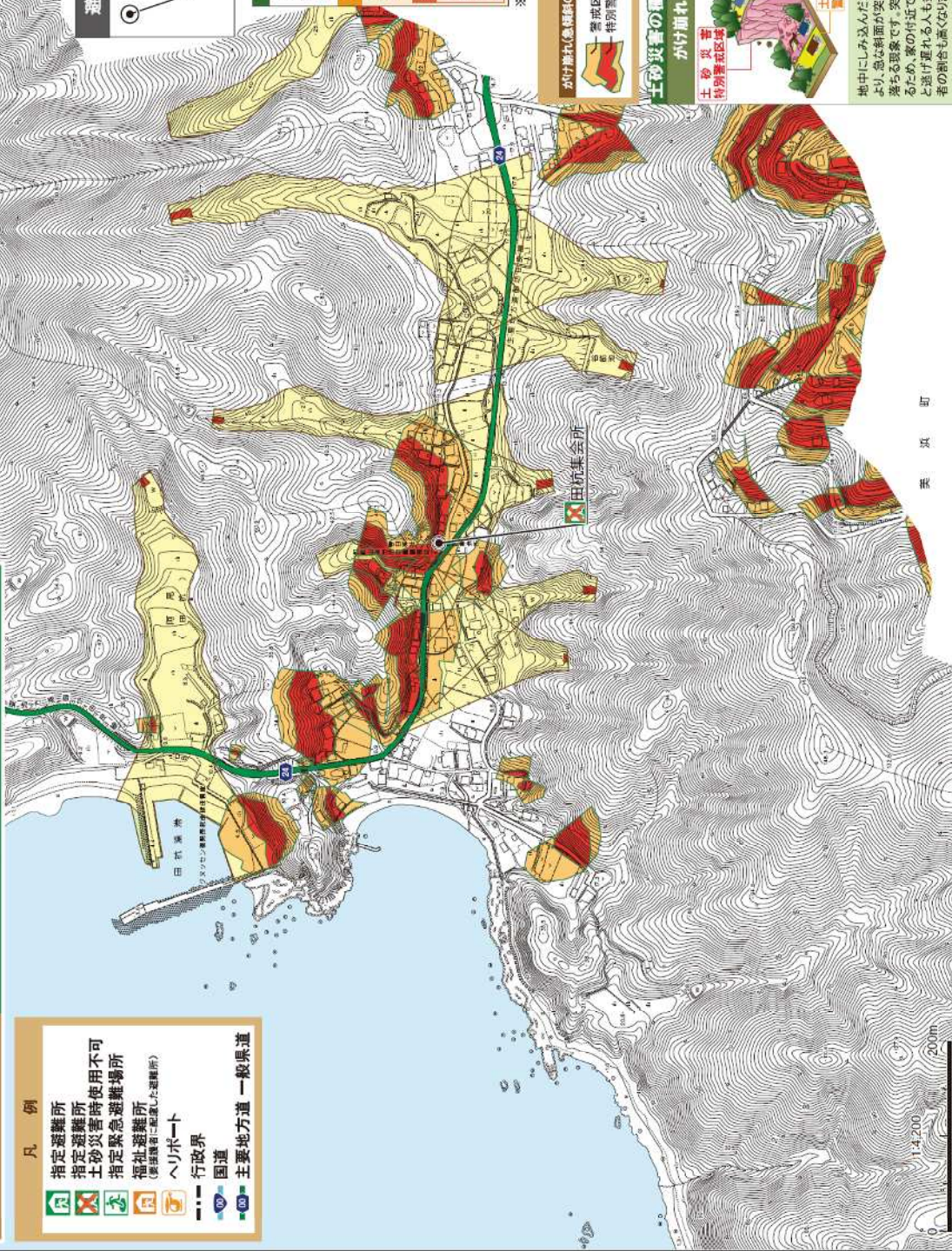
大雨や集中豪雨などにより、山や川の流れが激しくなることで、土砂が崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

**土石流**

大雨や集中豪雨などによって、山や川の流れが激しくなることで、土砂が崩れ落ち、水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

**地すべり**

大雨や集中豪雨などにより、水が地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。







## 資料 27 避難道路

### (1) 一般国道

国道 42 号

### (2) 主要県道

路線番号	路線名	起点	終点	路線延長(m)
23	御坊湯浅線			
24	御坊由良線			
27	日高印南線			

### (3) 一般県道

路線番号	路線名	起点	終点	路線延長(m)
176	井関御坊線			
188	柏御坊線			
189	比井紀伊内原停車場線			

### (4) 市町村道 1 級 (R4.12 時点)

路線番号	路線名	起点	終点	路線延長(m)
1037	柳生線	萩原字中尾1178—1番地先	萩原字西光736—2番地先	700.39
1046	池田本線	池田字曾我平1009—4番地先	池田字池ノ内640番地先	272.21
1078	白馬線	荊木字横堀27—1番地先	荊木字市郎谷1530—1番地先	1,583.39
1097	佃榛の木萩原線	荊木字佃416—1番地先	萩原字御子録405—3番地先	1,244.50
2010	高家下志賀線	荊木字匙ヶ坪84—1番地先	志賀字中道り720—1番地先	1,858.26
2012	高家西線	高家字山本20—2番地先	高家字杉丸915番地先	1,971.35
4006	新出線	小浦字中通193—1番地先	小浦字新出74番地先	716.21
4029	産湯小坂線	小坂字加祢ほみ6—1番地先	小坂字西山本104—1番地先	794.13

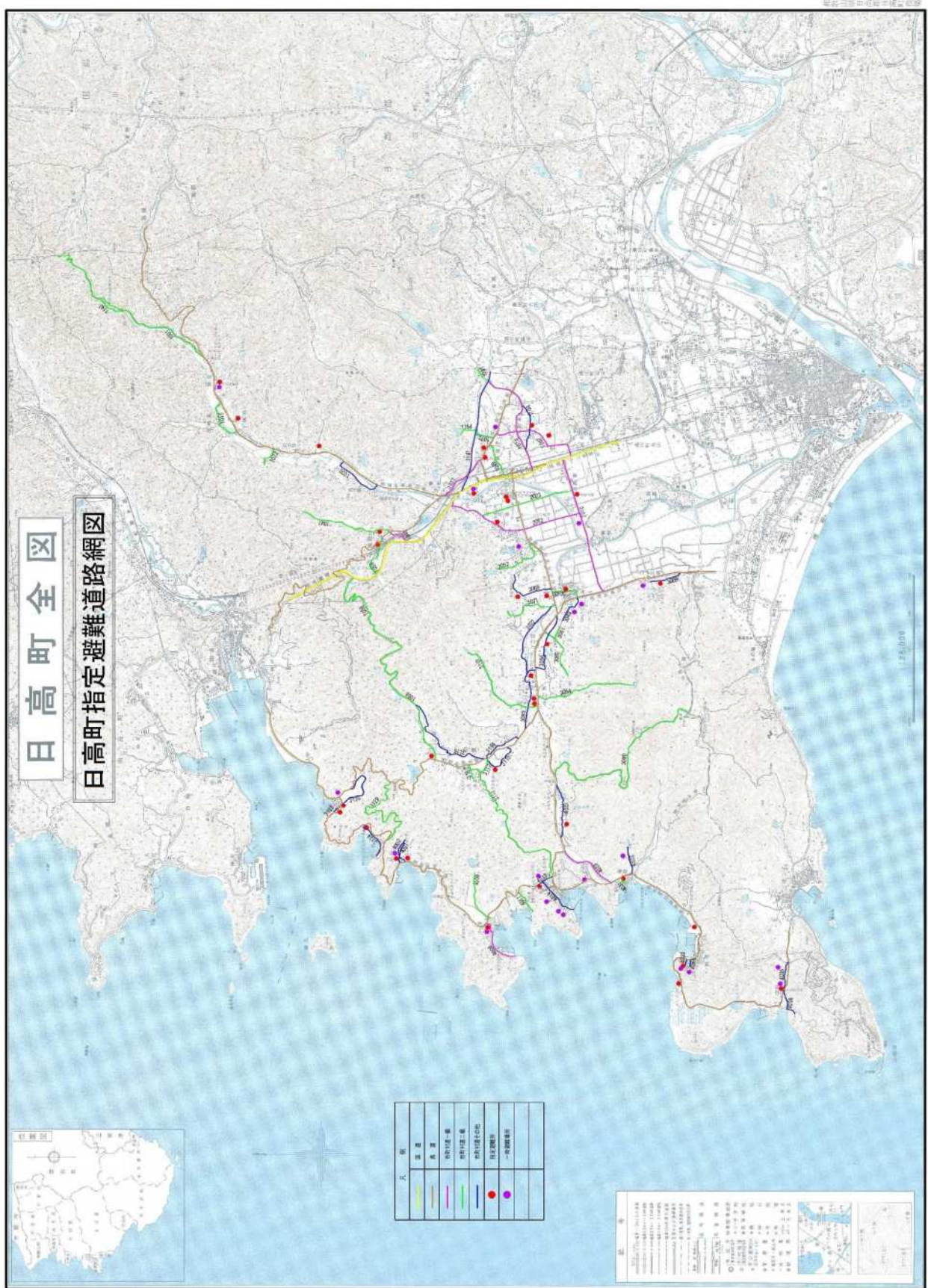
### (5) 市町村道 2 級 (R4.12 時点)

路線番号	路線名	起点	終点	路線延長(m)
1001	鹿ヶ瀬線	原谷字井谷602番地先	原谷字王寺谷1756番地先	2,980.60
1015	尾崎原線	原谷字下垣内210—1番地先	原谷字中垣内343—1番地先	631.42
1022	上久保線	原谷字正津井110番地先	原谷字堂ノ前1395—1番地先	365.7
1047	東谷本線	池田字工田74番地先	池田字深山162番地先	1,396.07
1056	西谷本線	池田字池ノ内575—3番地先	池田字中ノ長329番地先	666.45
1058	池田上志賀線	池田字神田1043—7番地先	志賀字石尾3621—1番地先	4,306.89
1069	西前田宮本線	萩原字西前田877—6番地先	萩原字庄司445—1番地先	523.13
1072	萩原奥山線	萩原字宮本569番地先	萩原字石風呂342—1番地先	243.05
1091	上出線	荊木字大藤1592—1番地先	荊木字岩畑1886—1番地先	251.77
1143	鹿ヶ瀬2号線	原谷字宮ノ本1777—2番地先	原谷字新出907—1番地先	608.03
1154	萩原奥山2号線	萩原字石風呂342—1番地先	萩原字大河谷278番地先	341.08
2023	高家中央線	高家字里神489—1番地先	高家字中ノ坪1010番地先	1,643.47
2057	小中線	小中字王子前174—1番地先	小中字岩ノ谷1051—2番地先	793.03
3043	谷口中央線	志賀字山城107—2番地先	志賀字谷口531—1番地先	415.63
3060	下志賀1号線	志賀字長堤448—1	志賀字弥井田谷5227番地先	767.72
3061	下志賀2号線	志賀字稲葉谷1011番地先	志賀字稲葉谷990番地先	172.04
3071	平野線	志賀字川原43—1番地先	志賀字大谷5114番地先	829.27
3084	三河谷1号線	志賀字折戸1778—2番地先	志賀字三河谷1478番地先	984.63
3090	西山線	志賀字比井路4807—1番地先	志賀字三河谷4924—2番地先	3,314.27
3101	片河谷線	志賀字折戸1766—3番地先	志賀字片河谷2080番地先	1,445.91
3112	五反田線	志賀字五反田2494—1番地先	志賀字五反田2506—1番地先	212.03
3113	久志比井線	志賀字五反田2526—2番地先	比井字川添1075番地先	2,576.83
3129	上志賀小杭線	志賀字脇之田4424番地先	志賀字小杭3744—1番地先	2,128.93
3150	誕生院線	志賀字五反田2526—1番地先	志賀字五反田2551番地先	224.58
4009	中通船河線	小浦字中通200番地先	小浦字水野谷777番地先	774.43
4011	津久野線	津久野字久瀬108—2番地先	津久野字中筋193番地先	367.49
4031	産湯中央線	産湯字中北162番地先	産湯字向井130番地先	152.89

## (6) 市町村道その他 (R4.12時点)

路線番号	路線名	起点	終点	路線延長(m)
1030	内ノ畑線	萩原字笹山1388-3番地先	萩原字赤坂1420番地先	794.79
1104	荊木中央線	荊木字柳533-4番地先	荊木字芝1024-2番地先	673.40
1141	萩原荊木線	萩原字田嶋1025-1番地先	荊木市字郎谷1542-1番地先	1,684.58
3009	小池1号線	小池字弘法340-1番地先	小池字二夕所毛552番地先	436.61
3048	岡之下1号線	志賀字宮ノ脇854番地先	志賀字岡之下481番地先	516.79
3056	谷口中志賀	志賀字岡之下473-1番地先	志賀字城之越1265-1番地先	901.96
3069	山城線	志賀字山城107-1番地先	小中字城ノ越1178-1番地先	771.31
3072	川原天満線	志賀字川原52番地先	志賀字嵐1923番地先	1,097.54
3095	中志賀久志	志賀字道跨1803番地先	志賀字早津川2257-1番地先	1,025.42
3109	大原線	志賀字大原2265-3番地先	志賀字大原2366-1番地先	549.41
3110	向田線	志賀字土井坂2272-4番地先	志賀字5反田2495番地先	546.13
3116	上志賀向線	志賀字五反田2366-1番地先	志賀字曾我3123番地先	1,447.30
3130	柏1号線	志賀字名草4002-1番地先	志賀字壺町田3949-1番地先	925.74
3133	柏3号線	志賀字神田3821番地先	志賀字神田3819-1番地先	67.79
3134	小杭線	志賀字小杭3799番地先	志賀字小杭3734-1番地先	565.96
3138	中通り3号線	志賀字宮ノ脇825-1番地先	志賀字別当谷727番地先	35.21
4001	方杭1号線	方杭字新出37番地先	方杭字元屋敷256-1番地先	352.51
4002	方杭2号線	方杭字中出77番地先	方杭字元屋敷242番地先	345.29
4013	比井小学校川添線	比井字宮ノ脇943番地先	比井字川添1076番地先	231.66
4014	王子神社唐子線	比井字浜田991-2番地先	比井字波戸ノ内413番地先	595.34
4023	小坂1号線	小坂字峠谷394-1番地先	小坂字峠谷165番地先	786.05
4032	産湯八幡神社線	産湯字森後228-1番地先	産湯字森後336番地先	380.99
4033	白髪神社線	阿尾字本浜520番地先	阿尾字尾崎538番地先	64.88
4035	田杭2号線	阿尾字大瀬戸1629番地先	阿尾字谷筋1847番地先	297.08
4036	田杭3号線	阿尾字中道1890-4番地先	阿尾字御野脇1960-1番地先	443.56
4065	光徳寺線	阿尾字本浜508-1番地先	阿尾字尾崎515番地先	73.52

(7) 指定避難道路網図



資料 28 避難所

<指定避難所及び指定緊急避難場所並びに指定福祉避難所等一覧>

R6.4.1 現在

地区	避難先名称	所在地	避難種別			避難可能性								安全レベル		収容人数	
			指定一般避難所	指定緊急避難場所	指定福祉避難所	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	風水害	津波	標高 (m)	通常	一時
原谷	内原保育所	日高町大字原谷517	○	○		○		○	○	○	○	○	○	☆☆☆	70	15	109
	光明寺	日高町大字原谷363	○	○		○	○	○		○		○	☆	☆☆☆	67	8	56
	岩ノ谷集会所	日高町大字原谷54	○			○		○		○		○		☆☆☆	37	3	18
萩原	内原小学校	日高町大字萩原964	○	○			○	○	○	○	○	○		☆☆☆	12	63	472
	萩原集会所	日高町大字萩原766-1	○	○		○		○	○	○		○		☆☆☆	13	16	118
	萩原公民館	日高町大字萩原551-1	○	○		○	○	○		○		○	☆☆☆	☆☆☆	18.5	12	88
	萩原住民公園	日高町大字萩原387-2		○			○	○	○	○	○	○		☆☆☆	16	0	2900
新木	新木公民館	日高町大字新木797-2	○	○		○	○	○		○		○	☆☆☆	☆☆☆	17	13	96
	中紀地域職業訓練センター	日高町大字新木310	○	○		○	○	○	○	○		○	☆☆☆	☆☆☆	10	30	220
高家	高家集会所(南)	日高町大字高家1031-4	○	○		○	○	○	○	○		○	☆	☆	4	8	53
	高家住民公園	日高町大字高家913-2		○			○	○	○	○		○		☆	4	0	1000
	遼園あこが	日高町大字高家631			○	○	○	○	○	○		○	☆☆	☆☆☆	9	25	186
	農村環境改善センター	日高町大字高家630	○	○		○	○	○	○	○		○	☆☆	☆☆☆	9	135	1006
	中央公民館	日高町大字高家629	○	○		○	○	○	○	○		○	☆☆	☆☆☆	9	45	333
	高家集会所(北)	日高町大字高家469-1	○	○		○		○	○	○		○		☆☆☆	13.5	13	91
小中	ふれあいセンター	日高町大字小中1308	○	○	○	○		○	○	○		○		☆☆☆	22	80	595
	小中住民公園	日高町大字小中669-1		○			○	○	○	○	○	○		☆☆☆	17	0	3600
	小中集会所	日高町大字小中787-1	○	○		○	○	○	○	○		○	☆☆	☆☆☆	13.5	8	60
	グループホームれんげ	日高町大字小中670-1			○	○	○	○	○	○		○	☆☆☆	☆☆☆	6.9	20	225
池田	若もの広場	日高町大字池田451		○			○	○	○	○	○	○		☆☆☆	77	0	11980
	来迎寺	日高町大字池田341	○	○		○	○	○		○		○	☆	☆☆☆	41	8	56
	池田公民館	日高町大字池田79-1	○			○		○	○		○			☆☆☆	32.5	22	160
柏	沙羅神社	日高町大字志賀4001		○				○	○		○			☆☆☆	27	0	30
	柏コミュニティセンター	日高町大字志賀3887-1	○	○		○	○	○		○		○			5	8	54
	善宗寺	日高町大字志賀3852	○	○		○	○	○	○		○	○	☆	☆☆	13	17	120
上志賀	上志賀青年会場	日高町大字志賀3486	○	○		○	○	○	○		○	☆	☆☆☆	44	6	43	
久志	久志集会所	日高町大字志賀2722-2	○	○		○		○	○		○			☆☆☆	29	5	38
中志賀	志賀小学校	日高町大字志賀1800	○	○		○	○	○	○	○	○	○	☆☆☆	☆☆☆	16	63	458
	武道館	日高町大字志賀1781	○	○		○	○	○	○		○		☆☆☆	☆☆☆	19.5	60	449
	志賀保育所	日高町大字志賀1781	○	○		○	○	○	○		○		☆☆☆	☆☆☆	19.5	14	100
谷口	谷口住民公園	日高町大字志賀902-1		○			○	○	○		○			☆☆☆	14	0	909
	文化会館	日高町大字志賀564-1	○	○			○	○	○		○			☆☆☆	7	14	100
下志賀	下志賀コミュニティセンター	日高町大字志賀1018-1	○	○		○	○	○	○		○		☆☆☆	☆☆☆	12.5	11	80
	志賀王子神社	日高町大字志賀901		○			○	○	○		○			☆☆☆	21	0	1500
	日高中学校	日高町大字志賀71	○	○		○	○	○	○	○	○	○	☆☆☆	☆☆☆	16	128	954
小池	西福寺	日高町大字小池754		○			○	○	○		○			☆☆☆	16	0	500
	小池集会所	日高町大字小池450	○	○		○	○	○	○		○			☆☆☆	16	6	43

地区	避難先名称	所在地	避難種別			避難可能区分							安全レベル		標高 (m)	収容人数		
			指定一般避難所	指定緊急避難場所	指定福祉避難所	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	風水害	津波		通常	一時	
方杭	若宮神社	日高町大字方杭165		○				○	○	○		○		☆☆☆	16	0	50	
	温泉館みちのおの湯	日高町大字方杭100	○	○		○	○	○	○	○		○	☆	☆☆	9.5	26	188	
	狂蔵寺	日高町大字方杭65-1	○			○		○				○		☆	9	6	41	
小湊	小湊峠高台	日高町大字小湊619-1		○				○	○	○		○		☆☆☆	47	0	50	
	小湊公民館	日高町大字小湊174	○	○		○	○	○	○	○		○	☆☆	☆	6	20	145	
	御堂神社	日高町大字小湊174		○			○	○	○			○			6	0	700	
比井	比井斎福付近高台	日高町大字比井1414-49		○				○	○	○		○		☆☆☆	18.5	0	40	
	比井給体育館	日高町大字比井963-1	○	○		○		○	○			○			5	69	513	
	比井百一王子神社	日高町大字比井992		○				○	○	○		○		☆☆☆	11.5	0	1000	
	比井鎌谷高台	日高町大字比井639		○				○	○	○		○		☆☆☆	17	0	150	
	比井北谷高台	日高町大字比井366		○				○	○	○		○		☆☆☆	20	0	20	
	比井八王子原高台	日高町大字比井156-2		○				○	○	○		○		☆☆☆	20	0	20	
小坂	小坂青年会場	日高町大字小坂262	○			○		○			○		☆☆☆	29.5	8	57		
産湯	産湯八幡神社	日高町大字産湯313		○				○	○	○		○		☆☆☆	31	0	300	
	産湯集会所	日高町大字産湯163	○	○		○	○	○	○			○	☆☆☆	5	11	80		
阿尾	ひだか博愛園みちのお	日高町大字阿尾646	○	○		○	○	○	○	○		○	☆	☆☆	6	49	365	
	阿尾尾崎高台	日高町大字阿尾540-1		○				○	○	○		○		☆☆☆	20	0	1000	
	白鬚神社	日高町大字阿尾532		○				○	○	○		○		☆☆☆	16.5	0	50	
	阿尾青年会場	日高町大字阿尾532	○			○		○				○			3	8	58	
	阿尾後田高台	日高町大字阿尾435		○				○	○	○		○		☆☆☆	11	0	26	
	比井崎漁村センター	日高町大字阿尾143-4	○			○						○			2.5	29	214	
田杭	春日神社	日高町大字阿尾1630		○				○	○	○		○		☆☆☆	27	0	60	
	田杭集会所	日高町大字阿尾1630	○	○		○		○	○	○		○		☆	8.5	10	69	
	田杭鎌谷高台	日高町大字阿尾1801-2		○				○	○	○		○		☆☆☆	18	0	60	
	全61箇所		37	52	4	37	31	60	48	55	8	61					1,093	34,066

※安全レベルの考え方

☆☆☆ (レベル3)	土砂災害や浸水が発生した場合でも、安全性が高いところ。
☆☆ (レベル2)	☆☆☆ (レベル3) の場所に避難する余裕がない場合に、避難するところ。
☆ (レベル1)	危険性はあるが、☆☆☆ (レベル3)、☆☆ (レベル2) の場所に避難する余裕がない場合に避難するところ。 ※大規模災害時等に想定される場合には、事前に開設しないとするか、開設した場合でも、危険が迫った場合には、閉鎖の可能性があります。

<指定福祉避難所の受入れ対象者の概要>

福祉避難所	所在地	受入れ対象者	収容人数	備考
1 通園あこが	高家 631	特別な配慮を必要とする方々	受入状況による	高齢者、障がい者等で特別な配慮を必要とする方々を受け入れる避難所であり、収容人数は介助員などの人員体制が整った状況で受入れ可能な人数とする。
2 ふれあいセンター	小中 1308	特別な配慮を必要とする方々		
3 グループホームれんげ	小中 670-1	特別な配慮を必要とする方々		
4 ひだか博愛園「みちのお」	阿尾 646	特別な配慮を必要とする方々		

資料 29 避難確保計画策定対象となる要配慮者利用施設一覧（令和 6 年 1 月末時点）

施設名	所在地	洪水	土砂	津波	施設分類		
					学 校	社会福 祉施設	病 院
ライフサイズ日高	日高町荊木 115-1	○		○		○	
グループホーム潮風ひだか	日高町小池 23	○		○		○	
ひだか博愛園みちしお	日高町大字阿尾 646		○	○		○	
グループホームれんげ	日高町大字小中 670-1	○				○	
ふれあいセンター	日高町大字小中 1308		○			○	
古田医院	日高町荊木 560	○					○
楠山整形外科	日高町荊木 8	○					○
上野山歯科医院	日高町高家 768-5		○				○
岡本歯科医院	日高町高家 642-3	○					○
内原小学校	日高町萩原 964-1	○			○		
第 1 日高町子どもクラブ	日高町大字萩原 972-1	○				○	
第 3 日高町子どもクラブ	日高町大字小中 1308		○			○	
通園あこう	日高町大字高家 631	○				○	
内原保育所	日高町大字原谷 517		○			○	
地域子育て支援センター	日高町大字小中 1308		○			○	
和歌山ヤクルト販売（株） 内原センター保育室	日高町荊木 545-6	○				○	
施設 計		10	6	3	1	11	4
		(19) 重複計上			(16)		

資料 30 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施状況（令和 6 年 1 月末時点）

区 分	避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が必要な施設数	避難確保計画が作成済みの施設数	避難確保計画に基づく避難訓練実施済みの施設数
日高川の洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設	10 施設	1 施設	1 施設
土砂災害警戒区域等内に位置する要配慮者利用施設	6 施設	－施設	－施設
津波災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設	3 施設	－施設	－施設

資料 31 協定締結一覧

締結日	協定名	相手方
昭和 43 年 7 月 24 日	消防相互応援協定	御坊・美浜・由良・川辺・印南
平成 8 年 2 月 22 日	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県及び県下 57 市町村
平成 8 年 3 月 1 日	和歌山県下消防広域相互応援協定書	和歌山県下 57 市町村
平成 25 年 9 月 2 日	和歌山県下消防広域相互応援協定書の一部を変更する協定	
平成 8 年 2 月 23 日	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	日本水道協会和歌山県支部
平成 8 年 8 月 13 日	計測震度計の設置及び管理・運用に関する協定書	和歌山県
平成 8 年 10 月 1 日	災害時における相互応援に関する協定	兵庫県日高町
平成 10 年 12 月 25 日	全国日高災害時相互応援に関する協定	北海道・埼玉県・兵庫県・高知県の日高市町村
平成 11 年 8 月 10 日	災害時の医療救護に関する協定書	日高医師会
平成 11 年 12 月 1 日	災害時における日高町と日高町内郵便局との相互協力に関する覚書	日高町内郵便局
平成 13 年 6 月 1 日	日高町民生活に係る情報提供に関する覚書	内原郵便局
平成 17 年 7 月 13 日	避難所に関する覚書	社会福祉法人博愛会
平成 18 年 4 月 27 日	災害時及び緊急を要する場合の応急対策業務に関する協定書	日高町建設業組合
平成 19 年 2 月 26 日	和歌山県総合防災情報システム設備の設置に関する協定書	和歌山県
平成 19 年 5 月 31 日	和歌山県総合防災情報システム設備に関する協定書	和歌山県
平成 19 年 10 月 19 日	和歌山県防災行政無線市町村無線局の管理運用に関する協定の解除合意	和歌山県
平成 20 年 4 月 28 日	大規模災害時における復旧支援活動に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会御坊支部
平成 24 年 5 月 21 日	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	社会福祉法人博愛会
平成 25 年 1 月 15 日	日高町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人日高町社会福祉協議会
平成 25 年 1 月 22 日	広域仮想時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会
平成 25 年 1 月 22 日	大規模災害時における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定	全日本葬祭業協働組合連合会・きのくに葬祭事業協同組合
平成 25 年 1 月 22 日	大規模災害所等における協力に関する協定書	社団法人全日本冠婚葬祭互助教会
平成 25 年 3 月 21 日	災害時等の応援に関する申合せ	近畿地方整備局
平成 25 年 11 月 22 日	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
平成 25 年 12 月 5 日	災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書	御坊日高老人福祉施設事務組合
平成 26 年 6 月 4 日	防災関係の協働事業に関する協定書	紀州農業協同組合
平成 26 年 7 月 31 日	災害発生時における LP ガス等の供給に関する協定書	和歌山県 LP ガス協会日高支部
平成 26 年 10 月 1 日	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定書	一般社団法人和歌山県清掃連合会

締結日	協定名	相手方
平成 26 年 10 月 8 日	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人和歌山県トラック協会
平成 27 年 1 月 30 日	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人日本建築家協会
平成 27 年 1 月 30 日	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士会
平成 27 年 1 月 30 日	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
平成 27 年 2 月 23 日	防災 AR システム利用に関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会
平成 27 年 8 月 3 日	災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社松源
平成 28 年 1 月 22 日	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会
平成 28 年 8 月 10 日	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書	御坊・美浜・由良・印南・みなべ・日高川
平成 28 年 8 月 19 日	災害発生時における福祉避難所の管理運営に関する協定	社会福祉法人日高町社会福祉協議会
平成 28 年 11 月 22 日	特定接種の接種体制に関する覚書	国保日高総合病院
平成 29 年 2 月 9 日	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	西日本段ボール工業組合
平成 29 年 3 月 29 日	災害時における基幹系システムの相互支援体制に関する協定書	同電算システム 1 3 町
平成 29 年 4 月 1 日	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
平成 29 年 5 月 24 日	福祉避難所に関する協定	社協・太陽福祉会
平成 29 年 6 月 12 日	地域 BWA を利用した避難所 Wi-Fi に関する提供機器と回線提供について	ZTV
平成 30 年 1 月 31 日	災害時における避難場所等の利用に関する覚書	阿尾区
平成 30 年 6 月 14 日	災害時におけるマツゲンスポーツグラウンドの一時避難場所施設利用に関する協定書	公益社団法人和歌山県体育協会
平成 30 年 10 月 22 日	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	有限会社ワコー産業
平成 30 年 10 月 22 日	覚書	有限会社ワコー産業
平成 31 年 1 月 17 日	大規模災害発生時における支援等に関する協定書	日高地方石油協同組合
令和元年 9 月 26 日	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター
令和元年 12 月 26 日	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山弁護士会
令和 2 年 1 月 28 日	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社
令和 2 年 3 月 23 日	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社キナン御坊営業所
令和 2 年 3 月 23 日	災害時における復旧活動の応援協力を係わる覚書	株式会社キナン御坊営業所
令和 2 年 6 月 10 日	漁港施設の災害復旧支援に関する協定	一般社団法人水産土木建設技術センター
令和 2 年 9 月 28 日	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	紀南段ボール株式会社、J パックス株式会社
令和 3 年 4 月 1 日	防犯カメラを併設した自動販売機の設置に関する協定書	一般社団法人安全・安心まちづくり ICT 推進機構
令和 3 年 5 月 26 日	災害発生時における福祉避難所の管理運営に関する協定	社会福祉法人太陽福祉会
令和 3 年 12 月 5 日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社



締結日	協定名	相手方
令和3年12月14日	災害におけるはり師及びきゅう師の業務提供に関する協定書	一般社団法人和歌山県鍼灸師会
令和4年4月1日	和歌山県総合防災情報システム設備の譲与に関する協定書	和歌山県
令和4年7月27日	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	株式会社アクティオ関西支店御坊営業所
令和4年11月30日	日高地方自主防災組織連絡協議会連携等に関する協定書	御坊市・美浜町・由良町・みなべ町・日高川町自主防災会

資料 32 関連マニュアル等一覧

区分	名称	作成・更新年月
マニュアル関係	避難所運営マニュアル（大規模避難所版、小規模避難所版）	令和2年6月
	災害対策本部マニュアル	平成26年度
	職員初動マニュアル	平成26年度
	避難勧告等の判断・伝達マニュアル	平成27年3月
	日高町業務継続計画	平成27年度
	日高町津波避難計画	平成26年3月
	日高町風水害避難計画	平成26年3月
避難所関係	避難所台帳	平成26年3月
	避難所ポテンシャル調査	平成27年3月
関係書類 (マップ関係)	ため池ハザードマップ	平成26年度～ (適宜作成)
	日高町総合防災マップ	平成26年3月
	風水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ	令和3年3月
	洪水（西川）ハザードマップ	令和3年3月
	津波ハザードマップ	平成26年3月
	動くハザードマップ	平成26年3月
	土砂災害ハザードマップ	平成26年3月～ 令和3年3月 (適宜作成)

# 様式集



様式 1 応急被災状況報告書

年 月 日	
<b>応急被災状況報告書</b>	
報告書 所属：	役職：
氏名：	
情報入手先：	情報入手時間：
日 時 分	
通報書 氏名：	性別：男・女 年齢（推・実）：
才 関係：	
住所：	TEL： — —
報告地	報告要旨
数値情報(確認・推定の別)	私見
概要図	
<p>建築物の全・半壊、道路・橋りょうの通行可否（車、オートバイ、徒歩）、人の死亡、行方不明、負傷未救出等の被害の状況と、被害を受けていない場所の状況等を図示して下さい。</p>	

# 土砂災害緊急FAX送付状（第1報）

建設部 行き  
砂防課 行き

報告者  
所属  
氏名

## 災害報告（ 年 月 日 時 現在）

発生場所	[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名	
	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時 分	
災害形態 土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他（ ）							
人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）
	行方不明	名	者	才			
被害状況	負傷者	名	年齢	才			
	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）				
	半壊	戸					
	一部破損	戸					
	床上浸水	戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸（空積・練積・RC・その他）				
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)						
(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川護国堤等)							
二次災害の可能性	(有・無)						
避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載）							

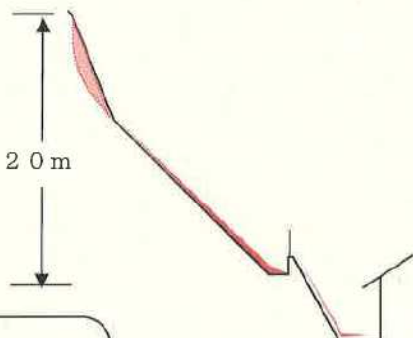
- \* [添付図面等]  
・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
  - \* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
  - \* 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
- 建設部 @pref.wakayama.lg.jp  
県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

記入例

★第1報の注意点

☆手書きで良い（スピード最優先）  
 ☆その時点で判明している内容で良い  
 ☆ゼンリン等位置の特定ができるものを添付  
 ☆写真があればベスト

災害報告 ( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日 時 分			
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )						
人的被害	死者	名	被害者	才	(種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
	行方不明	名	者	才			
被害状況	負傷者	名	年齢	才	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般) の名称は要記載)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">崩壊の高さ、巾等を記入</div> 	
	全壊・流出	戸					
	半壊	戸					
	一部破損	戸					
	床上浸水	戸					
	床下浸水	戸					
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 ☆被害状況 (詳細不明の場合の記入例)                  ①詳細は不明ですが、家屋に被害があったようです。                  ②詳細は不明ですが、人的被害があったようです。                  ③民家に被害があり、現在避難しています。             </div>							
二次災害の可能性	(有・無)						
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)							

- \* [添付図面等]
  - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
- \* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- \* 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
  - 建設部 @pref.wakayama.lg.jp
  - 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

様式3 被害状況即報及び災害概況即報様式  
第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者指名

災害名 (第 報)

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害の状況	発生場所		発生日時		月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		(うち災害関連死者)	(人)				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人				軽症	人	一部破損	棟	未分類
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		(都道府県)		(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)わかる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			区		分		被		害	
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報		そ	田	流失・埋没	ha	
	第			報				冠水	ha	
報告書名	( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没		の	冠水	ha		
				冠水				ha		
報告書名			文教施設				箇所			
区			分				病院	箇所		
被			害				道路	箇所		
人的被害	死者		人				橋りょう	箇所		
	行方不明者		人				河川	箇所		
	負傷者	重傷	人				港湾	箇所		
		軽傷	人				砂防	箇所		
住家被害	全壊		棟		他		清掃施設	箇所		
			世帯			崖崩れ	箇所			
			人			鉄道不通	箇所			
	半壊		棟			被害船舶	隻			
			世帯			水道	戸			
			人			電話	回線			
	一部破損		棟			電気	戸			
			世帯			ガス	戸			
			人			ブロック塀等	箇所			
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
床下浸水		棟		り	災世帯数	世帯				
		世帯		り	災者数	人				
		人								
非住家	公共建物		棟		火災発生	建物	件			
	その他		棟			危険物	件			
			棟			その他	件			

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県  市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 立 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名	計 団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円		119 番通報件数 件	
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※ 被害額は省略することができるものとする。

※ 119番通報の件数は、10単位とし50件を超える場合は多数と記入するものとする。

## <災害即報記入要領>

### 1) 第4号様式-その1 (被害状況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア)発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

##### (イ)災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア)当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ)消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ)自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ)その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

### 2) 第4号様式-その2 (災害概況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

#### ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

#### イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置

した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア)災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ)災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ)災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

様式4 被害状況報告及び附表・明細表

# 被害状況報告

{ 概況 月 日 日現在 }  
 { 中間 月 日 日現在 }  
 { 確定 月 日 日 }

災害の種類	
発生年月日	
発生場所	

区分		被害		区分		被害		区分		被害		対応措置等				
人的被害	死者	1	人	文教施設	全壊	30	箇所	農林水産業施設	農地	62	千円	県の防災体制	発令	解除		
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業施設	63	千円		警戒体制	1号		
	負傷者	重傷	3		人	その他	32		箇所	林業用施設	64		千円	配備体制	2号	
		軽傷	4		人	(計)	33		箇所	共同利用施設(農林)	65		千円		1号	
住家被害	全壊	5	棟	農地被害	田	流失 埋没	34	ha	土木施設	共同利用施設(水産)	66	千円	県の水防体制	発令	解除	
		6	世帯			冠水	35	ha		(計)	67	千円		1号		
		7	人			畑	流失、埋没	36		ha	道路	68		千円	水防配備態勢	2号
	半壊	8	棟	冠水	37		ha	橋りょう	69	千円	3号					
		9	世帯	畦畔		38	箇所	河川	70	千円	設置					
	10	人	一般休地		39	箇所	海岸	71	千円	県災害対策本部		解散				
	一部破損	11	棟	農林水産施設	農業用施設	40	箇所	港湾	72		千円	災害対策本部	設置 市町村名	計	団体	
		12	世帯		林業用施設	41	箇所	(計)	75	千円						
		13	人		共同利用施設(農林)	42	箇所		砂防	73	千円					
	床上浸水	14	棟	共同利用施設(水産)	43	箇所	病院	76	千円	適用市町村名	計	団体				
		15	世帯	道路	44	箇所		水道	77				千円			
	床下浸水	16	人	土木施設	橋りょう	45	箇所	その他公共施設	清掃施設	78	千円	災害救助法	適用市町村名	計	団体	
		17	棟		河川	46	箇所		県	公営企業	80					千円
		18	世帯		海岸	47	箇所			市町村	公社					81
		19	人		港湾	48	箇所		(計)		83					千円
	り災者	世帯	20	世帯	砂防	49	箇所	小計	84	千円	避難命令状況	発令状況	計	団体		
		人員	21	人	漁港	50	箇所	公共施設被害市町村数	85	団体						
	非住家	公共建物	県	全壊	22	棟	衛生関係施設	病院	51	箇所	その他	農産被害	86	千円	消防職員出動延人員	人
				半壊	23	棟		水道	52	箇所		林産被害	87	千円		
市町村			全壊	24	棟	清掃施設	53	箇所	畜産被害	88		千円	消防団員出動延人員	人		
			半壊	25	棟	商工関係	54	箇所	水産被害	89		千円				
(計)			26	棟	がけくずれ	55	箇所	商工被害	90	千円						
その他		全壊	27	棟	交通通信被害	鉄道不通	56	箇所	その他	91	千円	被害総額	92	千円		
		半壊	28	棟		船舶被害	57		消防職員出動延人員	人						
		(計)	29	棟		通信被害	58	回線			消防団員出動延人員				人	
その他		停電被害	59	軒数	その他	ガス被害	60									
文教施設		61	千円													

報告者 \_\_\_\_\_ 課 \_\_\_\_\_ 庁内電話 \_\_\_\_\_

(注)

1. 被害状況報告書の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種類、発生日、発生場所について記入し、災害の種類については「2の(2)ア a 発生原因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。  
(注) 報告書区分番号80 公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 総合防災課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表1～附表10を提出する。
- (4) 附表1～8、附表10の記入については、各市町村毎に、小計、県計欄をも記入すること。土木施設関係については、附表5の1市町村分、附表5の2県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表9については報告書の区分79～81に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表1～7に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 画定報告にあつては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況報告及び附表記入概況表

	福祉保健	総務	教育	農林水産	商工観光 労働	県土整備	環境生活	企画	危機管理
報告書 区分 番号	1-21 27-29 51 76	22-26 30-33 59	30-33 61	34-43 62-66 81 86-89	54 80 90	44-50 55 68-74 81	52-53 77-78	56 81	57-60
附表	1.6	2.9	2	3.4.5.9	3.4	5.7.9	6	7.9	

- ① 57、船舶被害については水産振興課、海上保安署、58、通信被害についてはNTT、59、停電被害については関西電力送配電、60、ガス被害については大阪ガス、新宮ガスからのものを取りまとめる。
- ② 観光関係については90に記入する。担当部局としては商工観光労働部とする。
- ③ 上記の区分によるほか各市町村の公共施設(報告書区分番号82)で各部局関係各課の指導に属するものについては、それぞれの関係各課でまとめるものとする。

文教施設、農林水産業施設、土木施設以外の公共施設調査  
(ただし病院、水道施設、清掃施設は除く)

区 分		調 査 担 当 者	
県	一 般	管財課	
	公 社	農 林 水 産 部	農林水産総務課
		県 土 整 備 部	県土整備総務課
		企 画 部	企画総務課
市 町 村 分		各部関係各課	

(注)

文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの  
農 林 水 産 業 施 設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの  
土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

附表1 (民生関係)

項 目		被 害 数	区分番号	
人の被害	死 者		1	
	行 方 不 明		2	
	重 傷		3	
		軽 傷		4
		( 計 )		
住 家 の 被 害	全 壊	棟	5	
		世 帯	6	
		人	7	
	半 壊	棟	8	
		世 帯	9	
		人	10	
	一 部 破 損	棟	11	
		世 帯	12	
		人	13	
	床 上 浸 水	棟	14	
		世 帯	15	
		人	16	
床 下 浸 水	棟	17		
	世 帯	18		
	人	19		
り 災 者	世 帯		20	
	人		21	
非 住 家 の 被 害	全 壊		27	
	半 壊		28	
救 助 法 適 用 状 況				

附表2 (教育関係)

項 目		被 害 数	区分番号
高 校	箇 所	全 壊	
		半 壊	
		そ の 他	
		(計)	
	被害額 (千円)		
中 学 校	箇 所	全 壊	
		半 壊	
		そ の 他	
		(計)	
	被害額 (千円)		
小 学 校	箇 所	全 壊	
		半 壊	
		そ の 他	
		(計)	
	被害額 (千円)		
盲学校、 看護学校、 ろう学校、 幼稚園	箇 所	全 壊	
		半 壊	
		そ の 他	
		(計)	
	被害額 (千円)		
計	箇 所	全 壊	30
		半 壊	31
		そ の 他	32
		(計)	33
	被害額 (千円)		



附表3 (農林水産施設関係)

項 目			被 害 数	区分番号
農 地	田	流出	ha	34
		埋没	被害額 (千円)	62
		冠水	ha	35
	畑	流出	ha	36
		埋没	被害額 (千円)	62
		冠水	ha	37
	畦畔		箇所	38
			被害額 (千円)	
	農業用施設		箇所	40
被害額 (千円)			63	
林業用施設		箇所	41	
		被害額 (千円)	64	
一般林地		箇所	39	
		被害額 (千円)	64	
共同利用施設 (農林)		箇所	42	
		被害額 (千円)	65	
共同利用施設 (水産)		箇所	43	
		被害額 (千円)	66	
計		箇所		
		被害額 (千円)	67	

附表4の1 その他（農産・林産・畜産・水産・商工・その他被害）関係

項 目		被 害 数	区分番号
農産被害	農産物	被害額（千円）	86
	施設	被害額（千円）	
林産被害	林産物	被害額（千円）	87
	施設	被害額（千円）	
畜産被害	畜産物	被害額（千円）	88
	施設	被害額（千円）	

附表4の2 その他（農産・林産・畜産・水産・商工・その他）関係

項 目		被 害 数	区分番号
水産被害	水産物	被害額（千円）	89
	施設	被害額（千円）	
商工被害			90
		被害額（千円）	
その他			91
		被害額（千円）	
計			
		被害額（千円）	

附表5の1 (土木施設関係) 市町村分

項 目		被 害 数	区分番号
道 路	箇 所		44
	被害額 (千円)		68
橋 り よ う	箇 所		45
	被害額 (千円)		69
河 川	箇 所		46
	被害額 (千円)		70
海 岸	箇 所		47
	被害額 (千円)		71
港 湾	箇 所		48
	被害額 (千円)		72
砂 防	箇 所		49
	被害額 (千円)		73
漁 港	箇 所		50
	被害額 (千円)		74
計	箇 所		
	被害額 (千円)		75

附表6 (衛生施設関係)

項 目			被 害 数	区分番号
公立病院	箇所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
私立病院	箇所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
病院計	箇所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
水道	箇所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		52
	被害額 (千円)			
清掃施設	箇所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		85
	被害額 (千円)			

附表7 (交通通信関係)

項 目		被 害 数	区分番号
がけくずれ (市町村分のみ記入) (箇所)			55
鉄道不通	J R (箇所)		56
	私 鉄 (箇所)		56
船舶被害	沈 没 ( 隻 )		57
	座 礁 ( 隻 )		57
通信被害 (回線)			58

附表8 (消防関係)

項 目		被 害 数
災害対策本部設置の有無		
避難命令 勧告状況	件	
	世 帯	
	人	
消防機関の 活動状況	消防職員 (人)	
	消防団 (数)	
	消防団員 (人)	
備 考		

報告様式

(県関係) 附表 9

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

施設名	建 物 (棟)			施設 (箇所)	被害額 (千円)	備 考
	全 壊	半 壊	その他			
合 計						
区分番号	22	23			79, 80, 81	

(注) 対象は、下記以外の県施設  
 文 教 施 設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの  
 農林水産施設→農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの  
 土 木 施 設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

附表 10 市町村公共施設関係（公立文教施設、農林水産業施設、土木施設、病院、水道施設、清掃施設を除く）

項 目		被 害 数	区分番号
被 害 箇 所	建 物	全 壊	24
		半 壊	25
		そ の 他	
	施 設		
被 害 額（千円）			82
備 考			

明細表1 民生関係

概況 月 日 時 分現在  
 被害状況報告 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

(死者又は行方不明者分)

災害名

市町村名	死者又は 行方不明 者の別	氏 名	性別、年齢、職業	住 所	原 因
死亡 計					
行方不明 計					

明細表2

概況 月 日 時 分現在  
 被害状況報告 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原 因
計					



明細表3 教育関係

被害状況報告 概況 月 日 時 分現在  
 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

区分		市町村名			
学 校	全 域	校 数			
		学 校 名			
	半 壊	校 数			
		学 校 名			
文 建 造 財 物	全 域	棟 数			
		名 称			
	半 壊	棟 数			
		名 称			
臨 時 休 校 を 校	小 学 校	校 数			
		学 校 名			
	中 学 校	校 数			
		学 校 名			
	高 学 等 校	校 数			
		学 校 名			
計					

明細表4 公共施設関係

被害状況報告 概況 月 日 時 分現在  
 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

市町村名	区 分	県 庁 舎		役 場 庁 舎		公 立 病 院		公 立 診 療 所		し尿処理 施 設		ごみ処理 施 設	
		棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
	全 壊												
	半 壊												
	そ の 他												
	名 称												

明細表5 道路、河川関係

被害状況報告 概況 月 日 時 分現在  
 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

河川路線名	区分	位置		種類	延長 巾員	復旧 金額	内応 急額	堤防高	今回 水位	摘要
		市町村	大字							

明細表6 急傾斜、山地関係

被害状況報告 概況 月 日 時 分現在  
 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

区分	市町村名	区分			
	地区名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	住家の被害 (戸)	備考
土砂くずれ地すべり等 (住家に影響のあるもの)					
同上による人的被害 および措置状況					

明細表7 農作物関係

被害状況報告 概況 月 日 時 分現在  
 中間 月 日 時 分現在  
 確定 月 日 時 分

災害名

区分	市町村名				
水稲	冠水	ha t 千円			
	倒伏	ha t 千円			
	埋没・流失	ha t 千円			
果樹	みかん	ha t 千円			
	柿	ha t 千円			
	桃	ha t 千円			
	梅	ha t 千円			
	その他	ha t 千円			
そさい	その他	ha t 千円			
その他					

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないか、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのあるもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8～10	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積より一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害をうけ、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公共又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田、及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41、林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。

被害の種類		報告番号	基準
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	自動車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他の公共施設	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県(一般、公営企業、公社) 市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

様式5 火災等即報要領  
第1号様式(火災)

第 号

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く。

火災場所	1. 建物      2. 林野      3. 車両      4. 船舶      5. 航空機      6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由				
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 h a		
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他の参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 号

- 事故名 {
- 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2. 危険物に係る事故
  - 3. 原子力災害
  - 4. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )					
発生場所						
事業署名		特別防災区域				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )					
施設の概要		鎮火日時 (処理完了)				
事故の概要						
死 傷 者	死 者 (性別・年齢)		人	負 傷		
				重 症		
				中等症		
				軽 症		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	そ の 他	人				
			消 防 本 部 ( 署 )	台 人		
			消 防 団	台 人		
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他の参考事項						

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷	人( )	人( )
	計 人		重症 人( )	人( )
	不明 人		中等症 人( )	人( )
			軽症 人( )	人( )
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他の参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等記入して報告すれば足りること。)

記入要領 第1号、第2号、第3号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災即報記入要領〉

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するもの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む）。

(4) 災害対策本部の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他の参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。以下（ア）について同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構造 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、非難の状況等）

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消化の実施状況

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要



## イ) 焼損状況、焼損程度

〈災害警告取扱要領〉

### 2 第2号様式(特定の事故)

#### (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 事業所名

「事業署名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

#### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4項に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

#### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

#### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

#### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

#### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

#### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

#### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

#### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

(救急・救助事故速報)

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援に出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況



## り災届出証明書

上記のとおり、り災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

日 高 町 長



- ・この証明書は、上記被害の届出がなされたことを証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。
- ・この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第2号(第3条関係)

## 委任状

日高町長様

(代理人)

住所

---

氏名

---

私は、上記代理人に対して

- り災(届出)証明書交付申請
- り災認定再調査申請書の申請

に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住所

---

氏名

---

※記入する全ての項目は委任する本人がご記入ください。

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員等	

罹災原因	
------	--

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	和歌山県日高郡日高町
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

和歌山県日高郡日高町長 松本 秀司

## り災認定再調査申請書

年 月 日

日 高 町 長 様

申 請 者  
住 所

氏 名 (印)

り災者との関係

連絡先 TEL

下記の「被害の程度」について再調査を申請します。

り災日	年 月 日
り災場所	和歌山県日高郡日高町大字
り災物件	<input type="checkbox"/> 住 家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
申請者とり災物件との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 借家人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
り災原因	
被害の程度	

再調査理由	
再調査となる被害箇所	屋根
	外壁
	基礎
	その他
	添付資料

- ※ 申請者、代理人及び太枠線内のみ記入してください。
- ※ 再調査申請書提出の際は、既に公布してある「り災証明書」を併せて提出してください。

り災証明書（全焼、半焼時）

## り災証明書

出火日時	年 月 日 時 日 分頃
り災場所	日高郡 町 大字
り災者氏名	
り災の程度	
受付番号 第 号	
上記のとおり、相違のないことを証明する。	
年 月 日	
日高広域消防事務組合 消防署長	



様式7 部隊等の派遣要請

和歌山県知事 殿

第 号

年 月 日

日高町長 印

部隊等の派遣要請依頼書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域
  - (2) 活動内容
4. その他

様式8 部隊等の撤収要請

和歌山県知事 殿

第 号

年 月 日

日高町長 印

部隊等の撤収要請依頼書

年 月 日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり依頼いたします。

記

1. 撤収を希望する日付
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
2. 撤収要請を依頼する理由

## 避 難 者 名 簿

<b>避難所名</b>		<b>開設時間</b>	平成	年	月	日	時	分から
			平成	年	月	日	時	分まで

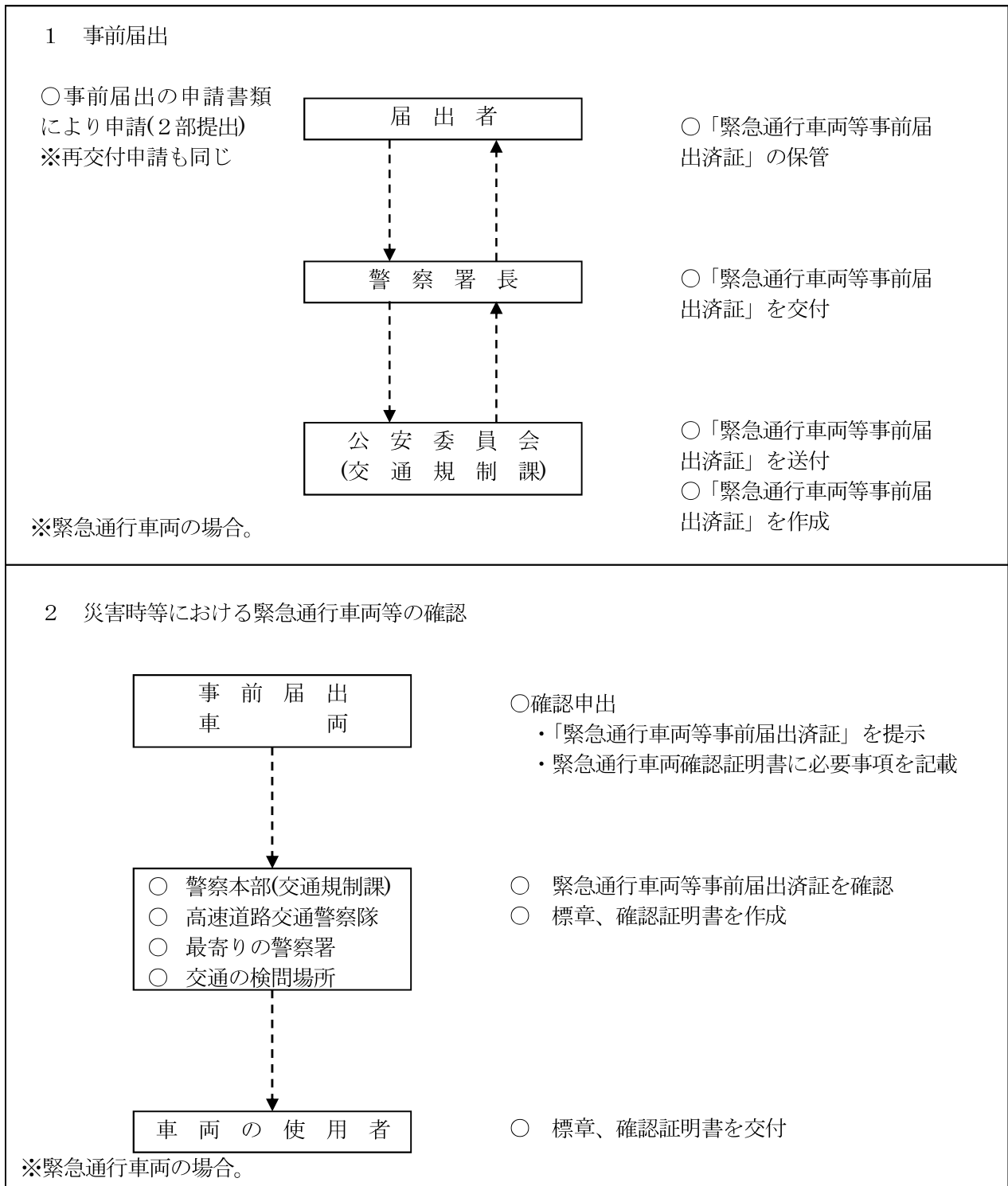
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	入所日時	退所日時	備 考
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	

別記様式第 1 号 (第 3、第 4 関係)

災害対策用 地震防災保護措置用 原子力災害保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 和歌山県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害対策用 地震防災保護措置用 原子力災害保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 和歌山県公安委員会 印	
番号 表示 されている 番号 (緊急 通行 車両に 対して 輸送 する 品名)	住所 ( ) 局 番	氏名	氏名
出 発 地		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、和歌山県公安委員会(警察署経由)に届けて再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。 ① 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 ② 緊急通行車両等が廃車となったとき。 ③ その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式 11 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート



様式 12 通行禁止制限標識



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式 13 緊急通行車両の標章様式

別記様式第3



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式 14 緊急通行車両の証明書式

別記様式第 4

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会 印			
番号標に標示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	電話	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式 15 義援金受付簿

義 援 金 受 付 簿

No.	受領日	住 所	金額 (円)	備 考
	入金日	氏 名		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			





様式 17 応急危険度判定結果

(建築物)

応急危険度判定結果 <h1 style="text-align: center;">調査済</h1> <h2 style="text-align: center;">INSPECTED</h2>	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称 _____	
注記： _____ _____ _____	
整理番号 _____	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
日高町	災害対策本部 電話 -

標章の色：緑色

応急危険度判定結果 <h1 style="text-align: center;">要注意</h1> <h2 style="text-align: center;">LIMITED ENTRY</h2>	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	
建築物名称 _____	
注記： _____ _____ _____	
整理番号 _____	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
日高町	災害対策本部 電話 -

標章の色：黄色

応急危険度判定結果 <h1 style="text-align: center;">危険</h1> <h2 style="text-align: center;">UNSAFE</h2>	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称 _____	
注記： _____ _____ _____	
整理番号 _____	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
日高町	災害対策本部 電話 -

標章の色：赤色

(宅地)

被災宅地危険度判定結果	
<b>調査済宅地</b> INSPECTED	
◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記： _____ _____ _____	
調査番号	
判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在	電 話 ( )
<input type="text"/>	災害対策本部 _____

標章の色：青色

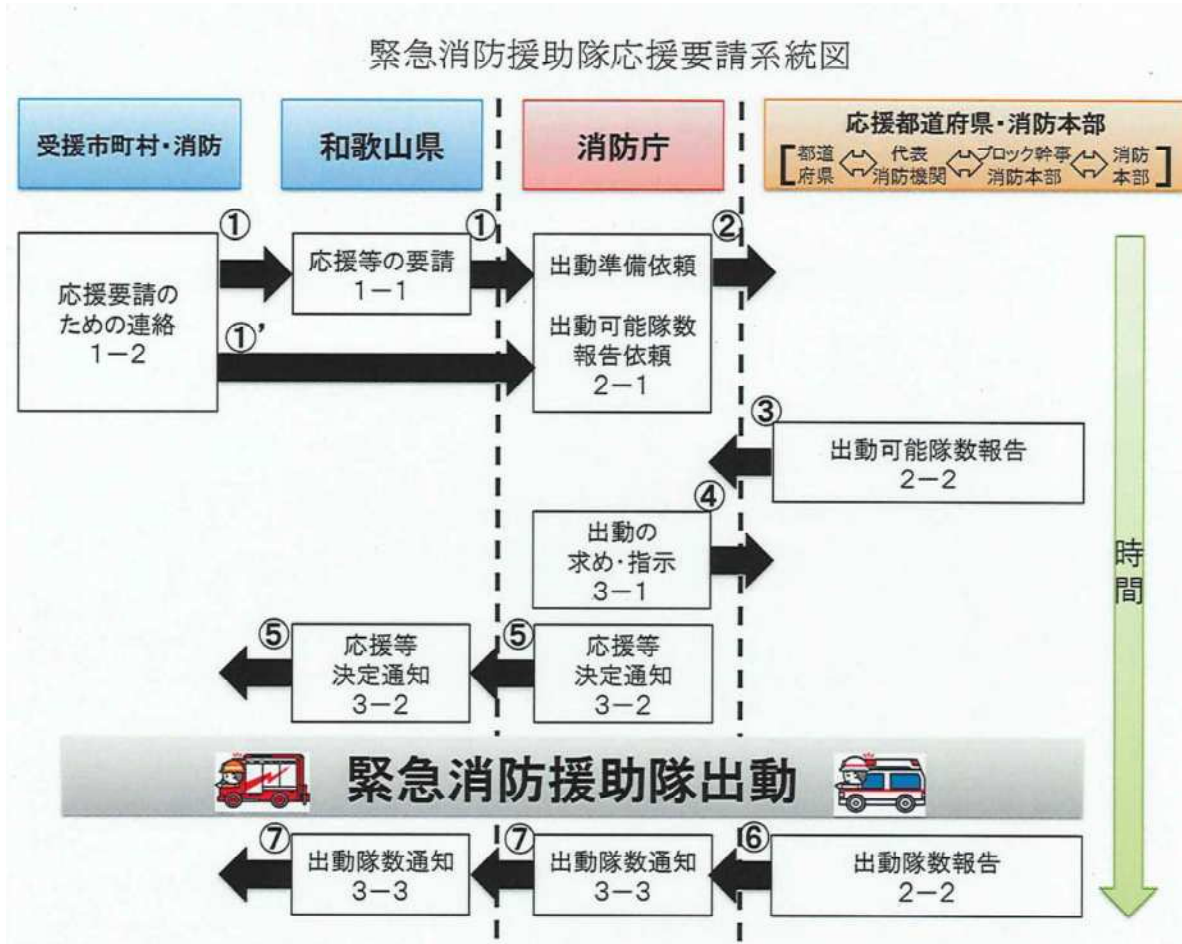
被災宅地危険度判定結果	
<b>要注意宅地</b> LIMITED ENTRY	
◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい ◆ 応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記： _____ _____ _____	
調査番号	
判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在	電 話 ( )
<input type="text"/>	災害対策本部 _____

標章の色：黄色

被災宅地危険度判定結果	
<b>危険宅地</b> UNSAFE	
◆ この宅地に立ち入ることは危険です ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています	
注記： _____ _____ _____	
調査番号	
判定日時 平成 年 月 日 午前・午後 時現在	電 話 ( )
<input type="text"/>	災害対策本部 _____

標章の色：赤色

様式 18 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票



1 応援要請（法第 44 条）第 1 項

① 別記様式 1-1（応援要請）

知事（受援） → 長官

①' 別記様式 1-2（応援要請）

市町村長（受援） → 長官・知事（受援）

出典：和歌山県提供資料（令和 2 年度）

## 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第		報
平成	年 月 日	日

和歌山県知事 殿

日高町長

### 緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊	部 隊 種 別				
	消火部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	救助部隊			N 災害対応隊	
	救急部隊			B 災害対応隊	
	航空部隊			C 災害対応隊	
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし		特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
				遠距離大量送水隊	
		その他 の部隊			
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	<b>日高町長</b>				TEL : FAX :

別記様式 1-2

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

(第 4 条、第 23 条関係)

## 応援等要請のための連絡事項

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿	※いずれかに● 送信時間	応援等の要請 〇〇 年 月 日 時 分	増隊要請 (第 報) 〇〇 年 月 日 時 分
-------------------	-----------------	------------------------	----------------------------

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
災 害 発 生 場 所	<small>都道府県</small>		<small>市区町村</small>			
応 援 等 要 請 日 時	〇〇	年	月	日	時	分
災 害 の 状 況						
活動を要望する地域						
要望する活動						

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る 連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC 災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT 回線電話		NTT 回線 FAX	
地域衛生電話		地域衛生 FAX	

出典：緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）／令和 3 年 3 月 22 日